

鱒ヶ沢町

過疎地域自立促進計画

(平成28年度～32年度)

地域を再生し後世に継承するために

人が紡ぎ 結び 集う ふるさとあじがさわ



鱒ヶ沢港から岩木山を望む

青森県 鱒ヶ沢町

鱒ヶ沢町過疎地域自立促進計画

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 鱒ヶ沢町の概要	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
① 自 然	1
② 歴 史	1
③ 社会・経済	2
イ 当町における過疎の状況	3
① 人口の動向	3
② これまでの対策と成果	3
③ 今後の見通し等	4
ウ 社会経済発展の方向の概要	5
① 産業構造の変化	5
② 地域の経済的な立地特性	5
③ 社会経済的発展の方向の概要	5
(2) 人口及び産業の推移と動向	6
① 人口の推移と動向	6
② 産業の推移と動向	6
(3) 行財政の状況	11
① 行政の状況	11
② 財政の状況	11
(4) 地域の自立促進の基本方針	13
① 地域の将来像	13
② 地域の基本方針	14
1) 豊かな資源と活力を活かし潤うあじがさわ	14
2) 生き生きと暮らせる安全・安心のあじがさわ	15
3) 良好で美しい環境と共生するあじがさわ	16
4) 創造性に富み地域を支える個性豊かな人材に満ちたあじがさわ	17
5) 柔軟性に富み地域間交流が活発なあじがさわ	17
(5) 計 画 期 間	18
(6) 公共施設等総合管理計画との整合	18

2	産 業 の 振 興	19
(1)	農 業	19
①	現況と問題点	19
②	その対策	20
(2)	林 業	20
①	現況と問題点	20
②	その対策	21
(3)	水 産 業	21
①	現況と問題点	21
②	その対策	22
(4)	地場産業の振興及び起業の促進	23
①	現況と問題点	23
②	その対策	23
(5)	企業誘致の誘致対策	24
①	現況と問題点	24
②	その対策	25
(6)	商 業	25
①	現況と問題点	25
②	その対策	26
(7)	観光及びレクリエーション	26
①	現況と問題点	26
②	その対策	27
(8)	そ の 他	27
①	現況と問題点	27
②	その対策	28
	事 業 計 画	28
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	31
(1)	町 道 の 整 備	31
①	現況と問題点	31
②	その対策	31
(2)	農道、林道の整備	31
①	現況と問題点	31
②	その対策	32

(3)	交通の確保	32
①	現況と問題点	32
②	その対策	33
(4)	電気通信施設の整備	33
①	現況と問題点	33
②	その対策	33
(5)	情報化の推進	34
①	現況と問題点	34
②	その対策	34
(6)	地域間交流の促進	35
①	現況と問題点	35
②	その対策	35
事業計画		36

4 生活環境の整備 40

(1)	水道、下水処理施設の整備	40
①	現況と問題点	40
②	その対策	40
(2)	ごみ、し尿処理施設の整備	41
①	現況と問題点	41
②	その対策	41
(3)	火葬場	42
①	現況と問題点	42
②	その対策	42
(4)	消防救急体制の確保	42
①	現況と問題点	42
②	その対策	43
(5)	その他の施設の整備	44
①	現況と問題点	44
②	その対策	44
事業計画		45

5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	47
(1)	高齢者等の保健・福祉対策	47
①	現況と問題点	47
②	その対策	47
(2)	児童の保健・福祉対策	48
①	現況と問題点	48
②	その対策	48
(3)	その他の保健・福祉対策	49
①	現況と問題点	49
②	その対策	49
	事業計画	50
6	医療の確保	51
(1)	医療確保の対策	51
①	現況と問題点	51
②	その対策	51
	事業計画	52
7	教育の振興	53
(1)	学校教育関連施設	53
①	現況と問題点	53
②	その対策	53
(2)	集会施設、体育施設の整備	53
①	現況と問題点	53
②	その対策	54
	事業計画	55

8	地域文化の振興等	57
	(1) 地域文化振興施設等の整備	57
	① 現況と問題点	57
	② その対策	57
	事業計画	58
9	集落の整備	59
	(1) 集落の再編整備	59
	① 現況と問題点	59
	② その対策	59
	事業計画	60
10	住民主体による地域づくりの推進	61
	(1) コミュニティ施設の整備	61
	① 現況と問題点	61
	② その対策	61
	(2) コミュニティビジネス	61
	① 現況と問題点	61
	② その対策	62
	事業計画	63
	※事業計画（平成28年度～32年度）過疎地域自立促進特別事業分	64
	町全体図	66

1 基本的な事項

(1) 鱒ヶ沢町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然

当町は、青森県西部（北緯 40 度 26 分～48 分、東経 140 度 4 分～20 分）に位置し、北は日本海を望み、南は秋田県、東はつがる市、弘前市、西目屋村、西は深浦町とそれぞれ隣接し、県都青森市までは、およそ 60 km、また津軽自動車道柏 I C 及び青森空港までは、それぞれおよそ 20 km から 50 km の距離にある。

町の総面積は、343.08k m² と広大で、東西におよそ 22 km、南北はおよそ 40 km に及び、そのうち森林原野がおよそ 8 割を占め、その多くは国有林（林野面積比約 70%）である。

市街地は海岸線に沿って帯状に形成されているほか、町土を四分する形で流れる赤石川（44.6 km）、中村川（44.9 km）、鳴沢川（17.2 km）の 3 流域におよそ 40 の集落が散在している。

鳴沢川流域の鱒ヶ沢台地と岩木山麓一帯は比較的まとまった農地が広がっているものの、他の 2 河川の流域は狭小な平坦地に集落と水田が形成され、また周辺には標高 100m 級の山並が迫り土地利用に大きな制約が課されている状況にある。

気候は、日本海に面した海岸部では対馬海流の影響で積雪は比較的少ないものの、岩木山麓から白神山系に至る山間部は豪雪地帯である。

当町は、土地利用や気候等自然条件の制約は厳しいものの、雄大な日本海、津軽を象徴する秀峰岩木山、世界自然遺産白神山地とその奥地を源流とする清流赤石川など、四季折々の変化に富んだ自然を有し、それらから派生する豊富な資源は、地域一帯に多くの恩恵をもたらしている。

土地利用の状況

単位：ha

区分	総面積	田	畑	宅地	山林	その他
面積	34,308	2,179	1,471	328	27,765	2,565
割合	100.0%	6.3%	4.3%	1.0%	81.0%	7.4%

資料：平成 22 年 国調総括表

② 歴史

「鱒ヶ沢」の地名が文献上で表れるものとしては、「津軽郡中名字」（1536 年、室町時代）という記録が最古とされているが、それ以前の 1491 年に、津軽藩の始祖と仰がれる大浦光信公が種里の地に入部したことが契機となり、その名が歴史に刻まれることとなった。

藩政時代には、津軽藩の御用港として全国各地を結ぶ北前船で賑わい、その繁栄ぶりは弘前に次ぐとさえいわれるほど隆盛を極め、その証左として当時の上方文化が流入したと思われる痕跡

が町内各所に残り、人々の生活文化に影響を与え現代に受け継がれてきている。また、町内には、数多くの寺院、神社のほか遺跡、遺構等が存在するほか、「白八幡宮大祭」に代表される古式ゆかしい伝統行事や「鱒ヶ沢甚句」等の民謡、農村地域・山村地域に古くから伝わる伝統芸能や固有の農山村文化等々、多様かつ貴重な民俗的資源、文化財が残されている。

この地に生きる我々は、地域の歴史や文化等を深く知り、連綿とした流れ・由来を理解すること、また、それを価値あるものとして大切に伝え育むことで、当町らしさ（特性）や、地域に対する矜持（誇り、自慢）を見出し、もって未来へと継承する責務がある。

③ 社会・経済

歴史的にも、かつては津軽藩の御用港として全国各地を結ぶ北前船が頻繁に出入りし、日本海交易での繁栄を極めていたものの、廃藩置県、陸上交通の発達等によって徐々に町の姿は、海上輸送から漁業の拠点へと変遷してきた。

当町は、明治 22 年の市制・町村制施行に伴い、青森、黒石、三戸、八戸とともに町制を施行し、以降、津軽西部の政治、経済の中心地として歩んできた。また、昭和 30 年には鱒ヶ沢町、舞戸村、赤石村、中村、鳴沢村の 1 町 4 ヶ村が合併して、現在の鱒ヶ沢町が誕生した。町村合併によって町の姿は、それまでの漁業主体の産業構造から農林水産業を核とする食料総合生産地として変貌を遂げ現在に至っている。

当町の総人口は、町村合併時（昭和 30 年）の 23,026 人（国勢調査）から、一貫して減少基調を辿り、昭和 50 年には 18,086 人、平成 22 年には 11,449 人にまで減少し、少子高齢化が顕著となっている。この大きな要因としては、町内及び近隣市町村に魅力ある就労の場が少ないなどにより町外流出者が増加、必然的に子どもを産み育てる若い世代が少ないことで出生数も低位にあり、今後も人口減少の傾向は続くものと予想される。

また、近年、住民の日常生活・行動範囲は、主要幹線道の整備充実とともに広域化し、つがる市、五所川原市等に立地する大型店舗集積エリアはもとより、弘前市等への経済効果額（域内消費）の流出が見受けられ、町内における商業等の波及所得は低下傾向となっている。

自然環境を背景とした農林水産業を中心に、「岩木山」や、「白神山地」等の地域資源に恵まれていることから、スキー場、ゴルフ場のレジャーをはじめ、各種森林体験等、従前よりリゾートやグリーン・ツーリズム等体験型観光の推進等、地域の特性や特長を踏まえた様々な産業振興策に努めてきた。このほか、近年は、有力な産業分野として、再生可能エネルギー（風力、バイオマス、水力、太陽光等）を活用した取組事例が民間レベルでも見受けられることから、環境・エネルギー課題解決産業の要素や時代の流れを的確に捉え、かつ当町の地域性にマッチした新たな産業振興策の構築（立地条件や時代の潮流を踏まえた環境ビジネスの展開）が求められている。

イ 当町における過疎の状況

① 人口の動向

当町の人口は、町村合併時（昭和 30 年）の 23,026 人（国調）から、一貫して減少基調を辿り、昭和 50 年には 18,086 人、平成 22 年には 11,449 人と減少の一途を辿っている。その大きな要因としては、出生数の減少と、就労の場が少ないことなどによる町外流出者の大幅な増加が考えられる。

人口の推移

単位：人

区分	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
0-14 歳	5,830	4,735	3,994	3,615	2,984	2,357	1,875	1,464	1,155
15-64 歳	11,139	11,563	11,273	10,373	9,230	8,570	7,969	7,217	6,346
65 歳以上	1,470	1,788	2,135	2,393	2,685	3,150	3,707	3,981	3,948
総数	18,439	18,086	17,402	16,381	14,899	14,077	13,551	12,662	11,449

資料：国勢調査

② これまでの対策と成果

当町は、旧過疎法により昭和 45 年度から昭和 54 年度まで過疎地域の指定を受け、その後昭和 55 年度から昭和 58 年度までは経過措置団体として、また平成 2 年に施行された過疎地域活性化特別措置法により、平成 2 年度から平成 11 年度まで再び過疎地域の指定を受け、通算 24 年間にわたり過疎対策事業を推進してきた経緯がある。

この間の事業費総額は、49,942 百万円で、これを施策別で見ると、生活環境・医療 34%、交通通信体系 22%、教育文化施設 22%、産業振興 18%となっている。中でも、生活・産業活動の基盤である道路整備に力点を置き事業を展開したことにより、町道改良率が 2.9%から 73.6%へ、舗装率が 0.8%から 74.6%へと大幅に向上した。通信体系の整備においても、防災行政無線が毎戸に設置されたことにより、日本海中部地震（昭和 58 年）の際には住民の避難誘導等情報提供に威力を発揮した。

また、このうち平成 2 年度から平成 11 年度までの過疎地域活性化特別措置法に基づく事業費総額は 36,044 百万円で、これを施策別に見ると生活環境 33%、教育文化施設 22%、産業振興 21%、交通通信体系 18%となっている。

代表的な実施事業を分野別に例示すると、まず教育文化分野では、環日本海交流及び文化芸術・学習創作活動の拠点として日本海拠点館の建設をはじめ、舞戸小学校の新築、中学校の大規模改造（2 校）、屋内温水プールの建設、集会施設等教育・文化・体育施設等の整備がなされた。

生活環境分野では、公共下水道、農業集落排水、公営住宅の新築・建替えなど、生活及び住宅環境の整備が重点的に行われた。

また、高齢者福祉分野では、保健福祉の拠点として総合保健福祉センターの整備がなされ、さ

らには、産業分野では、漁港修築等基盤整備事業の継続、ライスセンターの建設、アユの種苗生産・中間育成・養殖施設の整備や、観光・レクリエーション部門として大高山総合公園及び長平青少年旅行村の整備が挙げられる。

このように、生活・産業基盤の整備と関連するアクセス網の充実をはじめ、各分野の諸施設の整備、観光関連部門における積極的な事業展開により、徐々にではあるが経済活動の基礎条件や住民の生活環境水準が向上し、地域社会の基礎的条件が整いつつあったが、成熟化した社会の中では中央との格差は依然として存在し、是正に努めてはいるものの顕著な効果発現が見受けられない状況にある。過疎地域からの脱却に向けての努力にもかかわらず、歯止めがきかない人口の減少と若年層の町外への流出、著しい高齢化の進行等による活力の低下、産業振興等経済活動の停滞と雇用環境の悪化、下水道等生活環境基盤の整備格差、さらには財政状況の悪化等、解消すべき課題が厳然として横たわっていたことから、平成12年に過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域の指定を再度受けることとなり、平成12年度から平成26年度まで過疎対策事業を実施した。因みに、過疎地域自立促進特別措置法に基づく平成12年度から平成26年度までの15年間の過疎対策の実績では総額で13,919百万円、このうち生活環境の整備が7,492百万円（全体の53.8%）で最も多く、交通通信体系の整備等が2,687百万円（全体の19.3%）、産業の振興が1,389百万円（全体の10.0%）となっており、これら3つの施策に重点的に投資している。

③ 今後の見通し等

地域間交流の必要性と活発化、ICT等の発達、人々の価値観の変容と多様化等、大きく変わりつつある社会情勢の中で、当町は、過疎地域としての機能にとどまらず、農山漁村地域としての側面もあることから、「多様で美しい風格ある生活空間の創造」、「新しいライフスタイルを創造する地域としての役割」、「長寿高齢社会における過疎地域としての在り方」など、新たな価値・意義・役割を担うことが出来る地域性を保有しており、それら機能促進のための体制づくりも新たな課題となってきている。

このため、今後の当町を取り巻く動向を注視しながら、産業分野においては、引き続き基幹産業である農林水産業の基盤整備や、自然環境を活かしたリゾート型観光、グリーン・ツーリズムの推進等を図るとともに、新たな試みとしてコミュニティビジネスなど内発型産業の振興を図ることによって、地域経済の活性化と新たな雇用創出を目指すことにより、地域の自立性を高め、個性豊かで魅力ある地域づくりを進める必要がある。

町内において基幹産業の成長を図るためには、既存産業の維持、強化、向上、安定を図ることを第一に捉え、埋もれているヒト、モノなどの資源の掘り起こしをまたは、磨き上げを進めるとともに、これまで無かった、出来なかった産業への取組と創出に挑戦してく事が重要となっている。

また、自然環境に配慮した生活環境の整備や省エネルギーへの取り組みによる環境対策（公共下水道の整備、産業廃棄物処理、ごみ対策、エネルギーの有効活用と地球温暖化防止、リサイクルの推進）を進めるほか、失われつつある地域コミュニティの維持や自治組織の育成、地域経営の視点による実践活動（住民自治の充実に関する方策、たとえば「地区力点検」、「集落点検」等）

を奨励し、長寿高齢社会に対応した地域づくりを進めるため、医療・保健・福祉分野における住民が主体となって取り組む地域活動を支援するなど、特色ある取組を進めるとともに並行して上記関連のハード・ソフト両面の対策が求められている。

当町においては、今後も、時代の要請や、諸般の社会経済情勢の変化・ニーズに対応した取組が求められるが、上記に掲げた施策を展開することによって、住民自らが地域に誇りや価値を見出し、住民自らが地域づくりに参画・行動する体制やシステムづくりを進め、真に地域の自立と活性化の実現に向けた過疎対策に努める必要がある。

ウ 社会経済発展の方向の概要

① 産業構造の変化

町の産業構造を産業別就業者比率でみると、平成 22 年国勢調査においては、第 1 次産業就業者人口が 23.8%、第 2 次産業就業者人口が 18.5%、第 3 次産業就業者人口が 58.2%となっている。町村合併時（昭和 30 年国勢調査）においては、第 1 次産業に従事する人口が 59.1%であり、平成 22 年と比較すると 30 ポイント以上減少しており、農林水産業を取り巻く環境が厳しいことを伺うことが出来る。

第 2 次産業、第 3 次産業については、昭和 30 年と比較するとそれぞれ増加しているが、就業者の離職のみならず、労働力を吸収する産業集積が無いなど、地域内の雇用機会が皆無に等しいことから雇用の場を町外へ求めた結果となっている。

② 地域の経済的な立地特性

秋田県大間越からの一般国道 101 号線が東西を走り、接する県道弘前線が主要幹線道路の役割を果たしている。平成 26 年津軽自動車道柏 IC が開通したことにより、東北自動車道までは 50 分程度で到達でき、県都青森市までは 70 分程度である。

また、青森県日本海側で唯一の物流港湾である七里長浜港は、5 千トン級岸壁、2 千トン級岸壁を各 1 バース及び公共上屋を有しているが、冬期間は日本海特有の気候の影響を受けやすく、安全な入出港が厳しい状況にあり、産業立地構想が停滞している状況となっている。

③ 社会経済的発展の方向の概要

生産労働者の町外への転出防止、町外からの移住・定住促進のため生活基盤となる、仕事づくり・雇用の場の創出が最重要課題であり、高品質な農林水産物の活用と豊富な地域資源を活用した観光コンテンツの創出、さらに企業が持つ技術力等強みを生かしたしごとづくり、また、環境づくりを目指し、未来を担うこどもたちが、鱒ヶ沢町で生まれ、希望を持って成長し、その希望をふるさとで実現できるよう、妊娠、出産、子育て等一連のライフステージの充実を進める必要

がある。

首都圏における移住・定住推進の取組を行うとともに、誰もが安心して暮らせる仕組み作りが必要であり、移住や定住を推進する取組が必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

当町の人口は、町村合併時（昭和 30 年）の 23,026 人（国調）から、一貫して減少基調を辿り、昭和 50 年には 18,086 人、平成 22 年には 11,449 人にまで減少した。

人口問題研究所の推計によると、このまま何ら手を打たずに推移した場合 13 年後の平成 40 年頃には、財政負担の中心的役割を果たす生産年齢人口が、老年人口を下回ることが予想され、25 年後の平成 52 年（2040 年）には、45.5%減の 5,997 人に人口が落ち込むと予想されている。

この大きな要因は、町内及び近隣市町村に就労の場が少ないことなどから、高校卒業者の大半が町外に転出するなど、社会移動による減少数が自然増加数を大幅に上回り続けていることによるものである。

年齢構成では、出生率の低下に加え若年層の流出が続いていることから年々高齢化が進み、若年者（15～29 才）比率は平成 22 年で 11.1%と県平均の 13.8%を下回る一方、高齢者（65 才以上）比率は、平成 22 年で 34.5%と県平均の 25.8%を大幅に上回る状況となっている。

平成 22 年の男女別構成比率を町全体でみると男 46.5%、女 53.5%であり、女子が上回っている。年齢階層別においても、年少人口（15 才未満）では男 48.7%、女 51.3%で女子が上回っている。また、生産年齢人口（15～64 才）では男 49.0%、女 51.0%、さらに老年人口（65 才以上）では男 38.5%、女 61.5%と女子が男子を大幅に上回っている。男女別構成比率については、県全体のそれと極端な異はなく、特徴として女性の平均寿命の伸長が顕著に表れている。

② 産業の推移と動向

当町の産業構造は農林水産業を主体に推移してきたことから、これら第 1 次産業の動向が町経済にきわめて強いインパクトを与えている。

産業構造の状況を平成 8 年と平成 24 年の町内総生産で比較すると、平成 8 年では第 1 次産業 10.9%、第 2 次産業 25.1%、第 3 次産業 63.9%の構成比となっているが、平成 24 年には第 1 次産業 6.8%、第 2 次産業 9.2%、第 3 次産業 84.0%となっており、第 1 次産業及び第 2 次産業のポイントの低下が第 3 次産業へシフトする状況となっている。これらのことは、長年地域産業の中核として牽引していた第 1 次産業の構成比が著しく低下し、産業構造の形骸化が懸念されるとともに、地域の特色を生かした産業振興（1 次産業が 2 次産業に波及し、結果 3 次産業も潤うといういわゆる 1 次×2 次×3 次＝6 次産業化等の取組展開）の阻害要因にもなりかねない状況にある。

また、産業別就業人口については、昭和 45 年と平成 24 年を比較すると、昭和 45 年は総就業者数

が8,325人で、うち第1次産業4,427人(53.2%)、第2次産業1,126人(13.5%)、第3次産業2,772人(33.3%)で、平成24年では総就業者数が約6割の4,973人で、第1次産業1,171人(23.6%)、第2次産業857人(17.2%)、第3次産業2,945人(59.2%)と、実数で見ると第2次産業及び第3次産業の就業者数が増加傾向にあるが、第1次産業における就業者数の減少が著しく、町外への人口流出と相俟って総就業者数の減少を招いている。また、総就業者に占める比率からみても、第1次産業におけるポイントの低下が著しい。

総就業者数の減少については、第1次産業における就業者の離職だけでなく、労働力を吸収する産業集積が十分でないなど、偏に地域内の雇用機会が皆無に等しいことが直接的な要因であり、必然的に雇用の場を町外へ求め、町全体の人口流出(減少)という結果を招いている。

今後の産業構造の動向としては、町内総生産では第1次産業分野(特に農業)における経営の大規模、集約化が進むものの、全体的に大きな変化はみられず推移していくものと推察される。一方、就業者数では、従事者の高齢化が進み、また新規就業者もあまり期待できないことから、第1次産業の従事者はさらに減少していくものと推察される。

表1-1 (1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年			昭和40年			昭和45年			昭和50年			昭和55年		
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率		
総 数	人 22,123	人 20,504	% △7.3	人 18,439	% △10.1	人 18,086	% △1.9	人 17,402	% △3.8						
0歳～14歳	8,811	7,337	△16.7	5,830	△20.5	4,735	△18.8	3,994	△15.6						
15歳～64歳	12,223	11,889	△2.7	11,139	△6.3	11,563	3.8	11,273	△2.5						
うち15歳～29歳 (a)	4,886	4,351	△10.9	3,674	△15.6	3,887	5.8	3,406	△12.4						
65歳以上 (b)	1,089	1,278	17.4	1,470	15.0	1,788	21.6	2,135	19.4						
(a) / 総数 若年者比率	% 22.1	% 21.2	—	% 19.9	—	% 21.5	—	% 19.6	—						
(b) / 総数 高齢者比率	% 4.9	% 6.2	—	% 8.0	—	% 9.9	—	% 12.3	—						

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 16,381	% △ 5.9	人 14,899	% △9.0	人 14,077	% △ 5.5	人 13,551	% △ 3.7	人 12,662	% △ 6.6
0 歳～14 歳	3,615	△ 9.5	2,984	△17.5	2,357	△ 21.0	1,875	△ 20.4	1,464	△ 21.9
15 歳～64 歳	10,373	△ 8.0	9,230	△11.0	8,570	△ 7.2	7,969	△ 7.0	7,217	△ 9.4
うち 15 歳～29 歳 (a)	2,067	△19.9	2,067	△24.3	1,959	△ 5.2	1,921	△ 1.9	1,687	△ 12.2
65 歳以上 (b)	2,393	12.1	2,685	12.2	3,150	17.3	3,707	17.7	3,981	7.4
(a) / 総 数 若年者比率	% 16.7	—	% 13.9	—	% 13.9	—	% 14.2	—	% 13.3	—
(b) / 総 数 高齢者比率	% 14.6	—	% 18.0	—	% 22.4	—	% 27.4	—	% 31.4	—

区 分	平成 22 年	
	実 数	増減率
総 数	人 11,449	% △ 9.6
0 歳～14 歳	1,155	△ 21.1
15 歳～64 歳	6,346	△ 12.1
うち 15 歳～29 歳 (a)	1,273	△ 24.5
65 歳以上 (b)	3,948	△ 0.8
(a) / 総 数 若年者比率	% 11.1	—
(b) / 総 数 高齢者比率	% 34.5	—

表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	人 14,598	—	人 13,616	—	% △ 6.7	人 12,242	—	% △ 10.1
男	人 7,003	% 48.0	人 6,443	% 47.3	% △ 8.0	人 5,688	% 46.5	% △ 11.7
女	人 7,595	% 52.0	人 7,173	% 52.7	% △ 5.6	人 6,554	% 53.5	% △ 8.6

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数 (外国人住民除く)	人 11,153	—	% △ 8.9	人 10,881	—	% △ 2.4
男 (外国人住民除く)	人 5,202	% 46.6	% △ 8.5	人 5,073	% 46.6	% △ 2.5
女 (外国人住民除く)	人 5,951	% 53.4	% △ 9.2	人 5,808	% 53.4	% △ 2.4
参 考	男 (外国人住 民)	4 人	—	7 人		
	女 (外国人住 民)	18 人	—	11 人		

表1-1 (3) 人口の見通し



表1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 9,428		人 8,749	% △10.6	人 8,325	% △ 4.8	人 8,085	% △ 2.9	人 8,200	% 1.4
第一次産業 就業人口比率	% 67.1		% 59.1		% 53.1		% 48.1		% 39.2	
第二次産業 就業人口比率	% 8.8		% 11.8		% 13.5		% 17.8		% 23.9	
第三次産業 就業人口比率	% 24.0		% 29.0		% 33.2		% 33.9		% 36.7	

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 7,477	% △ 8.8	人 6,917	% △ 7.5	人 6,758	% △ 2.3	人 6,326	% △ 6.4	人 5,786	% △ 8.5
第一次産業 就業人口比率	% 39.6		% 37.2		% 28.6		% 23.9		% 24.0	
第二次産業 就業人口比率	% 20.0		% 21.3		% 25.9		% 26.6		% 21.2	
第三次産業 就業人口比率	% 40.2		% 41.5		% 45.6		% 49.4		% 54.7	

区 分	平成 22 年	
	実 数	増減率
総 数	人 5,058	% △12.6
第一次産業 就業人口比率	% 23.2	
第二次産業 就業人口比率	% 18.8	
第三次産業 就業人口比率	% 58.0	

(3) 行財政の状況

① 行政の状況

当町は津軽藩発祥の地として知られ、とくに藩政時代には津軽藩の御用港として全国各地を結ぶ北前船で賑わい、海上交通の門戸として重要な役割を果たしていた。

現在の当町は昭和30年に鱒ヶ沢町、赤石村、中村、鳴沢村、舞戸村の1町4ヶ村が合併して誕生し、その中心となった旧鱒ヶ沢町は、明治22年の市町村制施行に伴い、青森、黒石、三戸、八戸とともに町制を施行し、以降津軽西部の政治、経済の中心地として歩み続けてきたが、諸般の社会経済情勢等によりその機能、役割は弱まってきている。

これまで実施してきた主要施策については、津軽地域経済の活性化の起爆剤として、また将来の津軽日本海拠点港として期待される七里長浜港の建設要望とその利用促進をはじめ、国際交流や人材育成を推進し、来るべき環日本海交流に向けてのまちづくりを進めるとともに、世界自然遺産「白神山地」とそれを源流とする赤石溪流エリアや、津軽を象徴する秀峰「岩木山」に隣接する長平高原エリアを中心にリゾート型観光施設の整備促進等、町の地域特性を十分に活かしながら、津軽広域経済圏における一地域としての役割やその機能拡大に努めてきた。

また、その他の施策としては、自然環境に配慮した生活環境の整備や省エネルギーへの取り組みによる環境対策（公共下水道の整備、産業廃棄物処理、ごみ対策、エネルギーの有効活用と地球温暖化防止、リサイクルの推進）を進めるほか、失われつつある地域コミュニティの維持や自治組織の育成、地域経営の視点による実践活動（住民自治の充実に関する方策、たとえば「集落点検」等）を奨励し、さらに喫緊の課題である長寿高齢社会の先駆けとしての地域づくりを進めるため、保健・福祉分野を包含した住民が主体となって取り組む「生きがい活動」を支援するなど、特色ある対策を積極的に推進しているところである。

しかし、近年、複雑化・多様化した社会経済情勢の変化を背景に、地域住民の行政需要は増加の一途を辿り、その一方では、多額の町債残高を抱えながら厳しい財政運営を強いられ、また地方交付税や町税等の落ち込みにより慢性的な自主財源不足の財政構造を呈し予断を許さない状況が続くものと想定されるため、今後の施策の実施にあたってはより効率的・合理的な行財政の運営が求められている。

② 財政の状況

当町における平成26年度普通会計の決算額は、歳入総額72億2,703万円、歳出総額70億9,808万円で、実質収支が1億1,145万円と3年連続で黒字決算となった（歳入歳出は、対前年度比それぞれ3.6%、5.3%の増額となったが、主なものは国庫・県支出金等の増であり、消費税率が上がったことによる社会保障財源が増額されたものである）。当町の財政は、平成24年度末までは、ほぼ底をついていた財政調整基金も、人件費カット等の徹底した歳出削減により、平成26年度末には1億6,000万円まで増額することが出来た。しかしながら、災害等緊急時の支出に備えるためにはまだ健全化の数値に達しておらず、今後も財政運営をしっかりと行い財政基盤を固めることが必要であ

る。

また、過去に実施した大型建設事業に起因する公債費の負担が大きいことから、平成 19 年度には普通会計で赤字決算となり、平成 21 年度には赤字額が 44,467 万円まで膨れ上がったが、後財政健全化対策を実施し、平成 24 年度には黒字決算にこぎつけた。しかしながら、実質公債費比率は依然として高いままであるため、今後も将来展望をもって財政運営にあたる必要がある。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	8,815,102	7,327,779	7,582,953	6,977,710
一般財源	5,947,450	5,984,097	4,675,124	4,508,762
国庫支出金	347,496	285,120	1,054,802	487,870
都道府県支出金	610,810	329,287	413,541	420,346
地方債	1,442,600	236,489	649,200	791,500
うち過疎債	618,700	98,600	116,200	372,700
その他	466,746	492,786	790,286	769,232
歳出総額 B	8,723,811	7,288,856	8,001,180	6,741,408
義務的経費	3,683,849	3,924,589	3,828,471	3,341,159
投資的経費	1,841,092	392,983	875,858	252,644
うち普通建設事業	1,800,740	319,747	815,796	206,691
その他	3,198,870	2,971,284	3,296,851	3,147,605
過疎対策事業費	878,334	100,511	392,283	213,707
歳入歳出差引額 C(A-B)	91,291	38,923	▲418,227	236,302
翌年度へ繰越すべき財源 D	141	4,681	3,663	146,621
実質収支 C-D	91,150	34,242	▲421,890	89,681
財政力指数	0.191	0.18	0.178	0.179
公債費負担比率	27.1	30.2	21.8	17.6
実質公債費比率	—	20.7	24.1	19.7
起債制限比率	15.7	12.7	—	—
経常収支比率	89.7	98.7	96.8	95.2
将来負担比率	—	—	275.3	237.4
地方債現在高	20,629,503	17,000,244	12,278,605	11,000,943

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市町村道						
改良率 (%)	2.9	52.0	69.8	74.2	82.6	82.7
舗装率 (%)	0.8	46.0	-70.1	74.1	82.6	86.3
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	89.0	74.7	46.2	23.6		
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	2.8	8.0	5.1	10.7	16.1	16.1
水道普及率 (%)	66.7	77.4	85.3	88.2	89.5	89.5
水洗化率 (%)	—	0.1	0.8	32.8	48.1	56.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	8.9	11.8	16.4	11.1	10.4	10.6

(4) 地域の自立促進の基本方針

① 地域の将来像

当町では、旧過疎法の適用を受け長年にわたり地域の振興・活性化に資する各種事業を実施してきたところである。格差是正や自立促進に向けた対策としては、生活環境の整備、交通通信体系の整備、産業振興の基盤づくり、教育文化の振興等ハード事業を中心に実施し、地域間交流等ソフト分野についても積極的に推進するなど、地域の活性化に向けた取組を実施してきた。

しかし、豊かな自然環境に恵まれている反面、立地条件や社会条件では厳しい制約がある中で、基礎的な社会基盤設備や産業基盤の整備を中心に推進してきたものの、地域産業の振興・再構築等が未解決であることから、雇用機会の拡大を図ることが出来ないため、若年層を中心とした町外流出が続いている。このような状況を背景に人口構成において少子高齢化が一層深刻化し、地域活力の低下を招いている。賑わいを創出するためには、まず、魅力ある雇用の場及び所得の確保、若年層の町外流出防止を図るため、加工商品の製造等産業の振興をこれまで以上に積極的に展開する必要がある。

当町においては、地域の理想的な将来像の目標として、豊かな自然と共生し、快適・安全で活力に満ちた人に優しいまちづくりを掲げその実現を目指している。即ち、人口流出防止や定住促進、高齢者や児童その他の保健及び福祉の向上及び医療の確保、生活環境の整備、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流等を推進し、その具体的な施策の展開を図る必要がある。さらに、豊かな自然環境に恵まれた当町は、多様で新しいライフスタイルの創出を実現できる農山漁村地域としての役割機能を発揮し、持続可能な循環型社会形成に向けた関連施策を展開することが求められている。

加えて、地域づくりの根幹をなす人材の育成については、地域内にコーディネーター的な役割を果たす人材を確保・育成することが肝要であり、これら人材が産業の振興をはじめ福祉、教育、文化、生涯スポーツ、地域間交流、集落機能の強化等広範な分野にわたる様々な課題に取り組むシステムづくりが求められる。これに関連して、有能な人材・リーダーを育成することによって、特に地域において喫緊の課題とも言える、住民を主体とする地域づくり（地域経営の視点による実践活動）や、コミュニティの維持、自治組織の育成など住民自治の充実に関する方策の実践等々を担うことが求められる。

当町においては、このような様々な地域課題に対応すべく、今後とも自立促進に結びつくハード事業の展開はもとより、様々な面において民間の活力やアイデアを積極的に活用しつつ、優先的に推進する緊急対策として、観光及び地域産業振興の助成、路線バス等の維持確保や実態に即した地域公共交通の確立、災害に強い地域を目指す地域防災力の向上、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりと基本的な子育て支援、医師確保を含め総合的な体制構築を目指す地域医療確保対策等、各種ソフト事業（過疎地域自立促進特別事業）の導入を図るものとする。

以上を踏まえ、当町における自立促進のための基本的な方向としては、住民一人ひとりが地域に対する愛着と誇りを持ち、そして郷土愛の醸成を図り、積極的かつ自発的にまちづくりに取り組むことはもとより、地域が保有する豊かな資源にさらなる磨きを掛け、より鮮明に幅広い交流を積極的に進め、活力と魅力ある“あじがさわ”の未来像を描くことを理念として定め、地域住民自らが

積極的に「参画」、「協働」できる仕組み、体制を築き、行政と住民が一体となった英知の結集、地域の自立性向上、個性豊かな「あじがさわ」を目指すものとし、以下の項目を推奨する。

② 地域の基本方針

1) 豊かな資源と活力を活かし潤うあじがさわ

「豊かな資源と活力を活かし潤うあじがさわ」を実現させるためには、生産労働者の町外転出防止、町外からの移住・定住促進のため生活基盤となる「しごとづくり・雇用の創出」の施策が求められ、そのため、高品質な農林水産物の活用と豊富な地域資源を活用した観光コンテンツの創出、さらに、企業が持つ技術や様々な強みをとことん生かした魅力あるしごとづくりを進めるものとする。

また、他方では、当町の地域特性を生かした生産性と付加価値の高い農林水産業の振興に努め、総合食料供給基地としての優位性を高めるとともに、地場資源を活用した産業の創出に加え、工業の集積を高めるため既存工業の振興と関連企業の誘致に努めながら、七里長浜港及び後背地を積極的に活用し、広く産業交流のできる地域づくりを進める必要がある。

さらに、多様化する都市住民のニーズを的確に把握し、多くのリピーターや交流居住者を獲得するため、自然環境等地域資源を活用しながら自然と調和したリゾート型観光開発や、グリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズム等の体験型観光を進め、あわせてサービス関連産業の育成に努めるなど産業構造の多様化・高度化を図り、もって町内における就業機会の拡大による人口流出を抑制していくものとする。

- 一次産業については、引き続きその基盤整備を進めるとともに、安定した生産性の確保と「安全・安心」志向にも適切に対応し、高付加価値を付けた加工品の製造を進める。
- 地域性を踏まえた製造業等工業振興を図るとともに、関連企業の誘致を戦略的に進める。
- 津軽広域経済圏の活性化、また対岸交易を目指した七里長浜港の早期完成と後背地利用の促進を図るため、積極的に物流・産業経済交流の展開を図る。
- 優れた自然、歴史、文化資源等を活用したリゾート型観光地づくりを目指すため、快適な環境、快適な施設づくりを進めるとともに、グリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズム等の体験型観光を推進するなど、「あじがさわ」の特色を活かした観光振興を図る。
- 「農商工連携」等複合的かつ産業関連の推進を念頭に置いた取組を積極的に進め、新しい産業・起業の創出を模索する。
- 世界遺産白神山地の保全に努めながら、直接、間接を問わずこれを活用した新しい産業の創出を目指す取組を行う。
- 産業の活性化を図るうえで最も基本的なファクターとなるアクセス網については、高速交通ネットワークの構築を考慮し、近隣町村を結ぶ幹線道はもとより、集落間を結ぶ町道等についても整備を進める。
- 農林道については、県営事業（広域農道）との連携を考慮した整備促進に努める。

- 産業振興、地域間交流の促進に向けた情報通信基盤施設の充実を図るとともに、情報ネットワークシステムの構築に努める。
- 自然環境、伝統文化、特産品など豊富な資源を有効に活用し、都市住民等との地域間交流を積極的に推進する。
- 経済的価値を有する各種地域資源を活用したコミュニティビジネスなど内発型産業の創出を目指すとともに、人材・組織の育成とその支援体制の構築に努める。
- スローフード、地産地消など「食」の安全性や文化的な側面に着目した取り組みに努める。
- 良好な自然環境や美しい農山漁村の景観等を背景に、都市住民を対象とした複数居住（マルチハビテーション）やスローライフ（地域の暮らしに育まれた生活の知恵等）の取組を実施するとともに、あわせてグリーン・ツーリズムと関連づけた複合的な産業の創出に努める。
- 構造改革特別区域計画及び地域再生計画等の積極的な活用導入を図るなど特色ある産業振興に努める。
- 各産業への支援を積極的に進め、新たな産業を創出し、雇用の場を確保する。

2) 生き生きと暮らせる安全・安心のあじがさわ

「生き生きと暮らせる安全・安心のあじがさわ」を実現するためには、高齢者や児童その他の保健及び福祉の向上及び増進と医療の確保はもとより、生活環境の整備、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流等を推進する必要がある。

高齢者等の福祉対策については、いつまでも住み慣れた環境で自立して生活できるよう支援体制を構築し、介護予防や認知症対策の推進、健康づくりや生きがい対策により、社会参加の機会を創出する必要がある。

少子化対策については、子どもの健全育成と安心して生み育てる環境づくりを目指すため、乳幼児医療給付費助成制度に加え、それ以上の子どもにも医療費助成制度を拡充し子育て環境を支援する体制の構築が求められている

地域医療サービスの充実・確保については、つがる西北五広域連合と連携し、引き続き地域医療の確保対策を実施する取組が求められている。

また、快適に暮らせる地域づくりについては、生活環境の整備はもとより、交通・通信体系の整備、地域公共交通の維持確保、情報化及び地域間交流等の推進を図り、首都圏をはじめとする県外に住む人材を当町に還流させるため、移住・定住推進の取組を推進し、誰もが安心して暮らせる仕組み造りを進める生活環境づくりや社会環境づくりを推進する。

- 高齢者や障害者等の生きがいや社会参加、自立を促す環境づくりに努める。
- 介護予防をはじめとする生涯を通じた健康づくりの推進を図る。
- 安心して子どもを産み、すべての子どもたちが健やかに育まれるよう、これまでの事業の拡充を図り、安心した子育てが出来る環境づくりを推進する。
- 人材の確保と、広域的な医療サービスの連携による医療の確保・充実を図る。
- 包括ケアシステム構築（保健・医療・福祉サービスの一元化）の推進を図る。

- 生活基盤を支える重要な道路網の整備を促進する。
- 通院や通学、買い物等住民生活を支える地域公共交通（路線バス対策等）の維持確保を図り、新たな交通体系の構築を図る。
- 衛生的な生活を確保するため、上下水道の整備を促進する。
- 町民の憩いの場となる公園緑地等の整備充実に努める。
- 町民生活の安全を確保するため、防災、防犯、交通安全、消防及び救急体制の整備充実に努める。
- 定住促進を図るため、関連施策（町営住宅整備）の実施に努める。
- 豪雪地域、克雪対策を踏まえた雪国の特性を活かした施策の展開を図る。
- 情報格差是正や地域間交流のための情報通信基盤施設の整備充実とICT技術の積極的な活用を図る。
- 誰もが快適な生活環境を享受できるようユニバーサルデザインの導入に努める。
- 生涯を通し健康的な生活を送るため、生活習慣の改善を積極的に進め、地域をあげて健康増進に向けた環境づくりを目指す。

3) 良好で美しい環境と共生するあじがさわ

「良好で美しい環境と共生するあじがさわ」を実現するためには、環境保全や自然との調和はもとより、環境と共生する持続可能な循環型社会形成に向けた方針（理念）と取組が求められる。

白神山地を擁するなど豊かな自然環境や広大な生活空間を有する当町は、多様で美しい風格のある居住・生活空間の創造や新しいライフスタイルを実現できる場としての役割等の機能性・地域性を有することから、将来にわたり地域イメージ・特性を広く普及定着させることにより、環境・生活・経済が良好に循環するシステムの構築など、地域の独自性、自立性を高める対策の推進に努める必要がある。

- 伝統文化や生活の知恵に支えられ培われた多様な生活様式や風土、生活空間の保護保全を図る。
- 都市住民を対象とした複数居住（マルチハビテーション）の導入検討に努める。
- 「癒し」の空間としての生態系を含む良好な環境や美しい農山漁村景観の保全を図る。
- 「水」、「空気」、「四季の彩り」、「美しい緑」等々を守り、多様な動植物が生息し、人と自然が共生できる環境づくりのための普及活動に努める。
- 資源循環の環境づくりや、関連する技術開発の導入推進を図る。
- 廃棄物の減量、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図る。
- 地域資源を活用した新エネルギーの導入、省エネルギーの普及推進等々を図る。
- 廃棄物の適正処理や不法投棄対策の徹底を図る。
- 公害のない生活環境づくりの普及活動を図る。
- 町民が環境に対する理解と認識、連携強化を高めることができるよう環境教育や環境学習の推進に努める。
- 常備消防及び非常備消防については、設備の充実を図り、より安全、安心な住み良い地域づくりに努める。

4) 創造性に富み地域を支える個性豊かな人材に満ちたあじがさわ

「創造性に富み地域を支える個性豊かな人材に満ちたあじがさわ」を実現するためには、偏に多種多様な能力と好奇心、積極的な思考性を持った人材が求められ、その育成が地域活性化の鍵を握る。その根底には、全ての住民の思いが尊重され、自己実現の可能性を秘め、住んでいて愛着や誇り（矜持）が持てる地域へと進化することが求められる。

また、まちづくり・地域づくりの根幹をなす人材の育成については、地域内にコーディネーター的な役割を果たす人材の確保と育成が重要であり、これら人材が産業、福祉、教育、文化、スポーツ、地域間交流、集落機能の強化など広範な分野にわたる様々な課題に取り組む体制づくりも求められる。

加えて、有能な人材・リーダーの育成については、地域における住民を主体とする地域経営の視点による実践活動や、コミュニティの維持、自治組織の育成など住民自治の充実に関する方策の実践等々に結びつくことからその確保育成に努める必要がある。

- 地域住民のニーズに対応した生涯学習体制の構築に努める。
- 学校施設をはじめ、スポーツ・文化学習施設、集会施設等場の提供とあわせ施設整備の充実に努める。
- 情報化、国際化社会に対応した人材育成に結びつく地域間交流の推進を図る。
- さまざまな分野で豊富な知識と経験豊かな高齢者の活躍の機会創出に努める。
- U J I ターン等による人材の確保に努める。
- 地域づくり推進員のコーディネートのもと、町内会組織、各種地域団体との連携、協調を図り、担い手の掘り起こしに努める。
- 町民主体の地域づくり推進の拠点となる地区振興センター（公民館）、集会施設等の整備促進を図り、人材育成の場としての機能を高める。
- 住民による財産の保有、各種施設の経営管理を促進するため、N P O 法人の設立を奨励し、住民参加による地域経営、住民自治の推進を図る。
- 各地域の実情を把握するため集落点検や地区力点検（地区カルテの活用）等を実施し、町内各地区の活性化に向けた取組強化を図る。
- 移住定住に関する相談窓口の強化や情報発信、地域住民との連携、I C T を活用した利便性ある暮らしの等の環境づくりを図る。

5) 柔軟性に富み地域間交流が活発なあじがさわ

「柔軟性に富み地域間交流が活発なあじがさわ」を実現するためには、地域外との関係性において「開放」、「歓待」といった柔軟な風土を育む必要があり、また一方では町の貴重な伝統文化、歴史、芸能といった地域文化、白神山地をはじめとする自然資源等当町の魅力を国内外に向け広く発信し、交流の輪を広げる必要がある。

また、過疎対策をはじめ、広く地域活性化対策の実施にあたっては、地域内でさまざまな地域課

題を解決することは現実的に不可能なため、「交流」という力、要素を取り込む必要がある。地域間交流の推進においては、「分け隔てなく、開放する又は歓待する」といった風土、柔軟性を地域内で育むことが必要である。

- 国内外を問わず各種地域資源を紹介する町ホームページの充実に努める。
- インターンシップ(大学生等職業体験実習の受入れ)制度の普及活動による交流促進に努める。
- 地域間交流という概念、効果等の普及定着を図る。
- 異文化理解を深め、国際感覚に優れた人材の育成を図る。
- 地域間交流、国際交流、海外研修、国際協力事業等の参加機会の創出に努める。
- 歴史文化財、芸術文化、学術、スポーツ、産業経済等広い分野での交流に努める。

(5) 計 画 期 間

この過疎地域自立促進計画の計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年間とする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

現存するすべての施設を維持する事は財政的にも困難であることが明白であることから、既存施設の統合や廃止を含めた全資産量の適正化に努める事とし、長期的に継続して利用する施設については長寿命化を図る事を基本とする。また、現在策定中(平成28年度策定)の鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合性を図りながら適正な維持管理を実施する。

2 産業の振興

(1) 農 業

① 現況と問題点

当町の農業は、典型的な中山間地帯という土地利用においては不利な条件にありながらも、長年、水稻を中心に広く農業生産が営まれ、また地区によっては野菜、果樹を組み入れた複合経営により数々の制約等課題を克服してきた歴史がある。しかし、経済のグローバル化の波には抗しきれず、農産物の輸入政策に関する関税引き下げ等による情勢悪化はもとより、当町の基幹作物である米の生産調整強化と連年にわたる価格の引き下げや、果樹・野菜ともに市場価格の低迷等、当町農業を取り巻く情勢は依然として厳しく、その一方では消費者ニーズがますます多様化するなど先行き不透明な状況にある。加えて、農家所得の減少等の状況を背景に、農家人口の減少や高齢化の進行に歯止めがかからず、遊休農地の発生や、担い手不足等の課題が山積し、地域の農業生産のみならず、農村社会の維持さえも危惧されているところである。

しかしながら、このような状況の中で、農業は依然として町経済における基幹的な分野としての役割を担っており、かつ他産業分野への与える影響も大きいことから、自然条件・経済情勢等の制約を克服するとともに抜本的な対策が求められているところである。

当町の農家総数は788戸（平成22年農林業センサス、うち専業276戸〔33.9%〕、第1種兼業156戸〔19.8%〕）で年々減少傾向にあり、農業従事者の減少と高齢化が一層深刻化している。その一方で、販売農家1戸当たりの平均経営耕地面積は水田166a、樹園地120a、畑地116aと、前回調査より経営規模が拡大傾向にある。特に水田、畑地については明らかに規模拡大への移行が顕著で、経営耕地に関しては今後加速度的に再編（土地利用型、大規模経営志向の農業経営体への農地集積）が進むものと予想される。

一方、平成22年町内総生産（実額・市町村民経済計算）で見ると、総額27,561百万円のうち第1次産業が1,777百万円（6.4%）〔うち農業1,522百万円（5.5%）〕、第2次産業が2,907百万円（10.6%）、第3次産業が22,877百万円（83.0%）となっており、農業の割合は他分野に比して年々減少傾向にある。

当町の農業を取り巻く情勢は、就業者の高齢化や担い手不足等が一層深刻化しており、社会経済情勢の変動に対応しながら基幹産業としての役割を担ってきたが、依然として厳しい状況にある。今後は、就業者の高齢化、離農により遊休農地の増加が懸念されることから、意欲ある農業者と地域が一体となって、地域特性を踏まえた安定経営、足腰の強い農業の確立及び農業の有する多面的機能の持続的な発揮を図る必要がある。

② その対策

農業については、近年の厳しい農業情勢に柔軟に対応するとともに、水稻単作の農業経営から優良な野菜等を組み入れた複合経営への移行を促し、集約的かつ効率的な高所得・高生産性農業の確立を図るとともに、多様化する消費者ニーズに対応した生産体制の確立や、産地としてのブランド化に努めることとし、それらに即応した販売流通戦略を確立する。

さらに、近年の農業情勢を背景とした農業者の高齢化の進行とそれに伴う生産性の低下、遊休農地の発生増加、慢性的な担い手不足等山積する課題解決については、認定農業者等中核的担い手農家や生産組織の育成支援体制の強化を図るものとする。具体的取組としては、各種制度資金・研修制度の優遇措置、町農業委員会を中心とする従来の農地の賃貸借等利用権設定のほか、地域ぐるみの作業受委託の推進による担い手への優良農地集積を奨励するものとする。

その他では、地域ぐるみの土づくり運動の実施や、使用済プラスチック適正処理対策、有機農業をはじめとする「安全・安心な農産物の生産」を目指す包括的な環境保全型農業の実践はもとより、付加価値の高い農産加工品等の開発販売、地域資源を活用したグリーン・ツーリズムの充実、観光等他分野との連携による農家所得の向上対策等に努める。

以上の対策を踏まえ、当町における農業・農村の活性化を図るため、以下の施策を推進する。

- 1) 担い手への農地利用の集積・集約化（農地中間管理事業の活用推進）
- 2) 経営所得安定対策制度
- 3) 水田活用の直接支払交付金制度の推進（麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の生産者へ支援、食料自給率の向上を図る）
- 4) 多面的機能直接支払制度（農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動等への支援）
- 5) 中山間地域等直接支払交付金制度（中山間地域等の条件不利地域と平地とのコスト差への支援）

（２） 林 業

① 現況と問題点

当町の森林面積は、全町土の約８割となっており、そのうち約７割が国有林野で占められている。

このように、当町は世界自然遺産白神山地や岩木山等豊富な森林資源を有し、古来より森林と深い関わりを持ち、山の恩恵を受け発展してきた経緯を持つが、近年林業を取り巻く状況は一層厳しさを増している。素材生産においては、国産材価格の低迷等により生産性も低下、慢性的な担い手不足等の難題と相まって、山林の放置化が懸念される。

しかし、諸外国においては過剰伐採から森林の荒廃が続き、環境負荷等の懸念から我が国の木材需給状況にも変化が生じるなど、森林の機能は、本来木材供給地としての役割にとどまらず、水資源の涵養のほか、地域住民や当町を訪れる人々に四季の変化を伝え、安らぎを与えるなど人間性回

復の場としての役割を果たしている。さらに、地域温暖化の主な要因とされる二酸化炭素の抑制・削減（低炭素革命への対応）については、近年、世界各国共通の課題として認識されているところではあるが、森林はそれを吸収し酸素として放出するなど温暖化を抑制する重要な役割・機能を有している。

このため、今後当町においても、従来からの植林の推進を基本に間伐の促進等活力ある森林の造成に努めるとともに、森林資源の持つ多面的・公益的機能が十分に発揮できるよう適切な管理と自然との調和を基本とした、新たな林業の在り方・方向性を模索することが求められている。

② その対策

木材価格の長期低迷、林業就業者の減少・高齢化の進行等により依然厳しい状況が続いており、森林所有者による管理が困難になっていることから、森林整備に必要な担い手の確保・育成はもとより、収益性の向上等を図ることに努める。

平成 23 年の森林法改正により、森林計画制度の見直しが行われ、「森林経営計画制度」が創設。森林を面的にまとめて集約し、効率的な森林施業の実施により、持続的な森林経営と森林の有する多面的機能の発揮をねらいとするもので、当町においては、これまでに 4 区域（長平、大高山、中村・鳴沢、赤石）の森林経営計画を認定している。（計画作成主体：つがる森林組合）

以上の対策を踏まえ、将来的な林業の振興・活性化を図るため、以下の施策を推進する。

- 1) 森林経営計画の作成促進
- 2) 効率的な作業路網の整備・高性能林業機械の導入による低コストな間伐作業の実施
- 3) 未利用間伐材の有効利用
- 4) 森林整備の中心的な担い手である森林組合、林業事業者及び林業就業者の連携による体制強化
- 5) 新規就業者の確保・育成

(3) 水産業

① 現況と問題点

当町の海面漁業については、周辺海域の来遊資源量の減少（主要魚種であるイカ、ハタハタ等の回遊魚への依存による弊害）に加え、外食チェーン店の低価格化やスーパー主導の値決めによる値下げ圧力の増大などによる魚価低迷、嵩む生産コスト（漁船燃料、漁業資材費の高騰）、漁業者の高齢化と慢性的な担い手不足による漁村活力の低下等、依然として厳しい状況下にある。また、近年の沿岸海域においては、海水温の大幅な変動等、海洋環境の悪化が危惧され、天然資源のみに頼る海面漁業の危うさを露呈している。

また、海面養殖については、冬季の波浪の影響により静穏度が保てないため、その実施については困難な状況にある。

内水面漁業については、軌道に乗ったイトウの養殖に続き、近年では、白神山地を源流とする赤石川の代表魚種であるアユの増養殖が本格化し、県内各河川向けに放流用アユ（稚魚）を、また町内飲食店向けに食用アユ（成魚）を出荷している。アユについては、増養殖技術の向上もさることながら、関係機関・団体との連携協力のもと、河川環境の整備、適切な放流事業、密漁防止対策等を継続的に実施したことにより、一時、減少傾向にあった資源量の回復に成功した。そして上記取組は、赤石川の金アユを求め遊漁者が増加するなど観光面においても一定の成果をもたらし、今後の地域振興、地域経済活性化の起爆剤として期待されているところである。

② その対策

海面漁業の振興については、栽培漁業および漁場の整備を推進して漁業生産の向上、及び、生産から流通、販売、消費に至るまで一連の過程を改善して魚価の向上に努めるとともに、資源の価値を高める加工品の開発に取り組むこととする。また、当町の海面漁業は、冬季に集中することから、特に夏季の水産振興策に重点を置き、年間を通じ安定した漁業収入・所得の確保に努めることとする。

一方、水産業を維持存続させるための対策（担い手育成等）については、地域を代表する「生業」としてその価値を高める取組を実施するとともに、町内の子供達を対象に、水産業に対する興味と理解醸成をねらいとする体験学習の機会を設けるなど、漁業後継者の確保に努める。

また、海面養殖の振興については、当町の沿岸海域の環境に適した水産動植物の育成試験を実施する。

内水面漁業の振興については、その根幹を成すイトウ、アユ等の増養殖事業の安定運営に努めるほか、赤石川を代表するアユの継続的な放流事業を実施する一方で、魚道の整備や環境保全を推進し資源の維持増大に努める。

以上の対策を踏まえ、活力と魅力ある水産業の振興・活性化を目指し、以下の施策を推進する。

<つくり育てる漁業・資源管理・内水面漁業の取組>

- 1) ヒラメ、クルマエビ等の種苗、稚アワビ、稚ナマコの放流事業の継続
- 2) 重要魚種であるヒラメ等の魚礁、ヤリイカ産卵礁の設置及び調査
- 3) ハタハタの産卵場となる藻場礁の造成
- 4) アユ、ヤマメ等の種苗放流事業の継続
- 5) 魚道の改修と整備
- 6) 密漁防止を目的としたパトロールの実施

<魚価向上を図る取組>

- 1) 漁獲物の品質管理（衛生面等）の徹底
- 2) 水産加工品の新規開発

3) 気象条件を考慮した養殖技術の展開

※冬季の波浪等の悪条件にも耐えうる水産動植物（イワガキ、ガガメ等）の養殖

4) 高鮮度（活魚、活♂）出荷の推進

<その他の取組>

1) 漁業後継者の育成と確保

2) 漁港の整備

（４） 地場産業の振興及び企業の促進

① 現況と問題点

当町の地場産業は、農林水産業の一次加工をはじめ、飲食料品を中心とする小規模な加工卸、小売業や製材業等が主体となっており、二次産業が少ないことから地域資源を活かしきれていないのが現状である。また、観光リゾート施設等の整備が進んだことなどにより年間100万人前後の観光客が訪れているにもかかわらず、農水産物をはじめ豊富に存在する地場産品を活かしたお土産品や特産品等は意外と少なく、住民をはじめ観光客に広く認知される商品開発等が早急に求められている。

このため、当町においては、漁協、農協、森林組合、商工会等の関係機関・団体との連携を強化し、農林水産物等地域資源を活用した付加価値の高い商品等の開発促進と、関係する実施主体の養成と新たな起業化の促進をねらいとする各種事業を展開しているところであるが効果発現に結びついていない現状にある。

② その対策

地場産業の振興については、事業者の自助努力と主体的活動を助長するとともに、地域特性を生かした独自の製品づくりや販路拡大に努めるとともに、これに関わる起業化を促進するための支援対策を実施することとする。その方向性としては、漁協、農協、森林組合、商工会など関連機関等との連携強化を図りながら地場産品のブランド化、技術指導の充実や流通体制の整備を促進するものとし、さらに、地場産品の振興と開発に特化した施策を展開するために、地場産品の研究・開発、さらには起業化のための情報提供、技術指導等を促進するものとする。

また、地域における起業化については、地域内に新たに経済活動を創出するという視点の確保が重要である。幸い当町には、農林水産業をはじめとする伝統的な産業と派生する副産物（農林水産物）、気候風土に培われた技・文化や生活の知恵の数々、海・山・川等ありとあらゆる観光スポット、世界自然遺産である白神山地に代表されるような豊かな自然環境、かつて津軽藩の御用港として栄えた歴史的背景等々角度を変えれば経済的価値を有する地域資源が数多く存在し、加えて、個性豊かな人材（町民）という最も誇れる資源の存在もことから、創意工夫を凝らしビジネス（起業）

の素材としてその有効活用を検討することとする。

昨今、地域住民が主体となって取り組む内発型の活動・事業（コミュニティビジネス）が注目を浴びている。これは、地域内の価値ある資源を活用しながら、継続的なビジネス（収益性という要素を加味した事業・取組）として展開するというもので、地域住民が地域の課題を解決する上でも、また直接的に関わる人も含め地域を元気にしていく地域密着型のビジネスであり、閉塞感から抜け出せない当町経済を活性化（併せて地域雇用の創出）へと導く新たな切り口として、その導入可能性を検討する。

以上の対策を踏まえ、地場産業の振興と起業の促進を図るため、以下の施策を推進する。

- 1) 商品の研究・開発及び起業化促進のための情報提供、技術指導等を促進するための支援対策の実施
- 2) 農林水産物等地場産品の流通販売体制の確立
- 3) 新商品の開発・研究の情報提供及び技術指導の充実
- 4) 起業化のための施設、設備の近代化及び新商品の開発・研究等に対する支援策の充実
- 5) 工業技術系学校や研究機関の誘致による人材確保対策の推進
- 6) 「鱒ヶ沢ブランド」認定制度の創設（ブランドマークの作成）
- 7) コミュニティビジネスなど内発型産業の創出と、人材・組織の育成、支援体制の構築

（５） 企業の誘致対策

① 現況と問題点

当町の誘致企業は、繊維工業 1、リゾート・レジャー施設 2、ホテル 1、食料品製造業 1 という状況にあり、ここ数年は全く変化がない。従前より企業・法人の絶対数が少ない当町においては、地元就職を希望する若年者等を雇用吸収する受け皿が十分といえず、多くの町外流出者や出稼ぎ就労者を生む結果となっている。

当町としては、このような状況を踏まえ、地域性を生かした産業立地や特別プロジェクトの展開等、町経済や雇用対策に即効性の高い企業誘致対策が求められるところである。

地域の経済が低迷する中では、地域資源を活かした特産品・サービスの開発・販路開拓など、農商工の連携をとおして新たな雇用の創出が見込めるコミュニティビジネスなど、意欲のある人物の起業展開を支援する制度が求められている。

また、津軽地域経済振興の拠点を目指して、昭和 58 年に着工した七里長浜港は、平成 9 年に一部供用開始し、これまで石灰石、砂、石材等建設資材を中心とした移出入に利用され、平成 24 年度以降は取扱数量が 10 万トンを超えるなど、徐々にではあるが着実にその存在が注目されつつある。しかし、当港については、年間を通じた港内静穏度の保持が困難で、かつ冬期間の利用は不可能な状況にあるとともに、港湾利用と連動した後背地の活用に基づく産業立地構想の停滞等、依然として厳しい状況にある。このことから、通年で安心して利用できる港としての整備拡充と高速アクセス道路の整備が求められている。

② その対策

企業誘致については、地域経済の活性化、雇用創出を図るために有効な手段であることから、将来性のある産業分野であることはもとより、かつ当町及び県津軽地域においても導入可能性のある分野、関連の有望企業等の誘致を積極的に進めることとし、企業誘致の促進に確実に結びつく必要な条件整備についても積極的に進めるものとする。

また、雇用促進に繋がる起業の促進を推し進めるため、金融機関、商工会等の連携を強化し、創業支援セミナー、専門家による支援対策を行い、起業に必要なビジネスモデルの構築、資金調達の方法など創業に向けた対策を進めるものとする。

臨海型企業誘致については、七里長浜港の整備拡充が必要となることから、主要地域等を結ぶ高速アクセス網の整備促進についても関係機関等に対し積極的に要望していくものとする。

新たな産業立地の誘導については、相互連携可能な支援ネットワークの構築を図りながら、当町及び青森県津軽地域の特性を活かした産業誘導等の調査を進めることとする。

- 1) 企業立地促進法及び農村地域工業等導入促進法に基づく誘導施策の活用と企業導入の促進
- 2) 津軽地域の活性化を誘導する七里長浜港の整備促進と港湾利用及び後背地利用の促進
- 3) 高速交通網に対応したアクセス道路と基幹道路等の整備促進
- 4) 新たな産業立地を誘導するための産業やプロジェクト事業等の調査
- 5) 企業誘致を推進するための支援ネットワークの構築
- 6) 誘致企業の優遇制度等の充実及び誘致体制の強化
- 7) 企業誘致を推進するための地元受入態勢の強化と充実
- 8) 企業が求める人材の確保と育成

(6) 商 業

① 現況と問題点

鱒ヶ沢町における商業振興は、昭和58年にオープンしたSC「パル」を中心に駅前商店街の商業集積をはかるためのインフラ整備を進める一方、観光客を対象に漁港地域の特性を活かした商業振興を進めるために、鮮魚センター「ととまるしゅ」が平成6年にオープンしたが平成13年撤退、その後平成14年に海の駅「わんど」として鱒ヶ沢町の農林水産物販売及び観光情報の発信施設として現在に至っている。

しかし、国が進める経済政策の効果は、未だ地方には届いておらず、駅前商業集積事業の頓挫や個人商店の経営不振による撤退等、地元事業者の活力が低下している。

また、国道101号バイパスの全面開通にともない、鱒ヶ沢、舞戸町内への人口流入の減少や、バイパス周辺でのスーパー、コンビニ等の町外資本による店舗の進出による地元商店への影響、さらには西北五商域圏内への郊外型大規模小売店舗の進出に伴う消費者の町外流出等きわめて厳しい状況にある。

さらに、SC「パル」はもとより、零細経営の商店がほとんどの当町では、人口減少等による活力

の低下、店舗の老朽化、経営者の高齢化及び後継者難等により、年々客離れが進み経営不振による閉店、廃業が目立っており、商業界の再編成も含め早急に対策を講じていく必要がある。

② その対策

今後の鱒ヶ沢町における商業振興を図っていくには、指導機関である商工会の機能強化と商業者に対する経営指導の充実、意識改革、多様な消費者ニーズへの対応等、商業会の再編も含め他市町村とは異なる独自の商業振興策を展開していく必要がある。

また、町内における商業地域をエリア分けし、エリアごとに特性を活かした商業振興を図っていくものとする。

- 1) 国道101号バイパスに形成された商圈への対応としての郊外型商業街区の形成促進
- 2) 駅前商店街の地域コミュニティ商店街としての商業インフラ整備と活性化ソフト事業の実施
- 3) 海の駅「わんど」～新海浜公園を中心とした海岸部の商業街区形成促進
- 4) 各商業街区と主要道とのアクセス整備
- 5) 地域の魅力を発信するイベント開催

(7) 観光及びレクリエーション

① 現況と問題点

人口流出による過疎化が著しい当町において、観光の振興による交流人口の増大は第1次産業をはじめ様々な産業への波及効果を促し、地域経済発展への効果が期待されている。

鱒ヶ沢町は山、川、海といった自然及び白八幡宮大祭、国指定史跡種里城趾等の歴史、文化といった豊富な観光資源に恵まれており、漁港、はまなす公園を中心とする海岸部と青森スプリングスキーリゾート・ゴルフクラブ、鱒ヶ沢キャンプパークを中心とする岩木山北麓地域、世界自然遺産白神山地、くろくまの滝、金アユが棲む赤石川流域の3つのエリアを有機的に連携させ、さらに津軽藩発祥の地、津軽藩御用港としての歴史的、文化的な要素を絡めながら総合的な振興を目指している。

上記、赤石川流域については、平成27年2月赤石溪流線の閉鎖ゲート付近で土砂災害が発生し、現在不通となっており、くろくまの滝及び周辺の観光はできない状態でありその開通が待たれているところである。

また、各観光スポット（施設）は個々には相応の魅力・機能はあるものの、各所に散在していることから、各エリアとも観光地としての質・量的な集積が不十分である。そのため、町を代表するような観光地として誘客を図るには十分とはいえない状況にあり、また、施設自体の老朽化が進んでいることから、破損が目立ち、補修が必要となっている。

さらに、新青森駅及び青森空港からの交通アクセス、各エリア間のアクセス面における整備の立ち遅れも広域観光ルートでの拠点となり得ない要因にもなっている。

同様に、滞在型観光を考えた場合も目玉となるような観光資源はあるが、体験型観光の開発不足、地場産食材のPR不足、受け入れ態勢の整備不足等により、他の観光地と比較して今ひとつ脚光を浴びない原因と思われる。

② その対策

平成27年度の北海道新幹線開業を契機とし、観光資源の掘り起こしや磨き上げ、海岸部及び岩木山北麓、白神山地～赤石川流域の各エリアについては滞在型、体験型の観光地として、交通アクセスを整備するとともに「見」、「食」、「遊」、「泊」の各条件を備えた質・量ともに観光地としての魅力を高めていくものとする。

また、外国人旅行者への対応が遅れていることから、外国人向けの観光ルートの開発、観光施設の案内表示板の設置等を整備し、さらには外国人が興味を持つ和食等の開発を行い、町内飲食店への普及も図り誘客促進を図る必要がある。

- 1) 鱒ヶ沢キャンプパークへの滞在型・体験型施設の整備・充実
- 2) 海の駅わんど、はまなす公園を中心とした海岸部の観光地整備及び海洋レクリエーションの推進
- 3) 津軽地域、北東北エリアにおける観光ルート化、滞在型・体験型観光の推進
- 4) 旅館、ホテル等の連携強化による受け入れ態勢の整備と観光ボランティア養成によるホスピタリティーの充実
- 5) 旬の食、物産の開発等、関連産業と連携した観光振興
- 6) 世界自然遺産白神山地及び赤石川流域の観光については、溪流線崩落現場の開通に合わせ、くろくまの滝トイレ及び道路周辺の整備
- 7) 町の特徴を打ち出したイベントの創出と四季折々の特性を活かしたイベントの開催
- 8) 外国人受け入れ態勢の構築

(8) その他

① 現況と問題点

青森県日本海側で唯一の物流港湾である七里長浜港は、5千トン級岸壁、2千トン級岸壁各1バース及び公共上屋を有し、現在、港内の静穏度向上を図るため、南防波堤の延伸工事が進められている。

これまでの実績では、石灰石、砂、石材等建設資材を中心に移入のみの利用形態であり、平成12年には初めてロシア産の砂が、その後中国福建省産の川砂が相次いで輸入され、平成22年にははじめて中国上海港へ青森県産木材の輸出も始まっている。このように環日本海における経済交流は徐々にではあるが着実にその歩みを進めている。

しかしながら、冬期間(12月～3月)は日本海特有の気候の影響を受けやすく、安全な入出港及

び停泊が厳しい状況にあり、加えて、アクセス道路や後背地の整備も思いの外進まず、産業立地構想（新産業創出や物流の開拓）が停滞している状況にある。

また、外航については、現在、当港は関税法上の「不開港」であり、外国からの貨物の輸出入に要する手続きが複雑であることから、新規物流品目の開拓も厳しい状況にある。

② その対策

当港が物流港湾として津軽地域振興の拠点となり、真にその活用を促進するためには、取扱貨物の利用量を増やすことが先決であり、そのため既存品目を維持しつつ、併せて利用可能な新規物流品目についても積極的な可能性調査と掘り起こしを実施するとともに、効果的なポートセールスの強化に努め、国内における取扱量の増加を目指すこととする。

また、将来の「開港」（国際港湾）については、取扱貨物量の輸出入実績及び外国貿易船の入出港実績が開港として指定されるための重要な要素であることから、現実的には厳しいものの、段階的かつ柔軟に、通年利用が可能な港湾機能の整備拡充と荷役関連施設の整備、主要都市等を結ぶ高速アクセス道路の整備、港湾利用型産業立地を目指した後背地の一体的な整備等を進めることとし、これらについても国・県等関係機関との地道な協議検討を重ねるものとする。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農業 県営鱒ヶ沢堰地区農業用河川工作物応急対策事業負担金 県営大堤地区ため池等整備事業費負担金 農業用ため池点検調査(詳細)業務 4箇所 農業用ため池改修事業 農業用ため池廃止対策事業 農業用施設等点検・長寿命化修繕計画策定事業 農業用施設等修繕事業(新湯舟橋 他) 土地改良施設維持管理適正化事業 ・林業 林業振興対策推進事業費補助金交付事業 森林計画推進事業 		
			県	
			県	
			町	
			町	
			町	
			町	
			町	
			町	
			町	
			町	
			町	
		(2) 漁港施設		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
		水産施設改修事業費負担金	県		
		水産物供給基盤機能保全事業負担金	県		
		漁港施設機能強化事業負担金	県		
	(3) 経営近代化施設 ・農業				
		りんごわい化栽培等施設整備事業費補助	営農 集団		
	(4) 地場産業の振興 ・生産施設 ・加工施設 ・流通販売施設				
		農産物等集出荷機械施設整備事業	営農 集団		
		野菜等産地強化総合対策事業	営農 集団		
		農産物等処理加工施設整備事業	営農 集団		
		イトウ養殖施設改修工事	町		
		アユ増養殖施設改修工事	町		
		地域商社整備事業	町		
	(7) 商業 ・その他				
		海の駅振興事業	町		
		地場産品活用推進事業	町		
	(8) 観光又はレクリエーション				
		観光関連施設改修事業(キャンピングパーク等改修)	町		
		観光関連施設改修事業(白神の森遊山道建屋)	町		
観光関連施設改修事業(白神の森遊山道遊歩道等)		町			
観光関連施設改修事業(白神の森遊山道屋外トイレ)		町			
観光関連施設改修事業(ハロー白神)		町			
はまなす公園改修事業		町			
くろくまの滝観光ルート整備事業		町			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
		鯨丸トイレ改修事業	町		
		誘客促進事業	町		
		観光PR関係事業(歓迎看板の改修等)	町		
		外国人受入態勢構築事業	観光協会		
		山車会館建設事業	町		
	(9) 過疎地域自立促進特別事業				
		水産業研究育成事業費補助金	漁協		
		漁業者支援助成金	漁協		
		農業振興拡大推進事業費補助金	農業協同組合		
		駅前観光案内所運営事業	観光協会		
		町商工振興事業費補助金	商工会		
		各種イベント開催事業助成金	観光協会		
		町観光協会補助金(運営費補助金)	観光協会		
		プレミアム商品券発行事業	商工会		
		新推進体制構築事業	町		
		薬草等栽培支援事業	町		
	(10) その他				
		七里長浜港建設事業負担金	県		
		特許取得支援プロジェクト事業	町		

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 町道の整備

① 現況と問題点

道路整備については、住民生活や産業を支える社会経済基盤施設であるとともに、地域間交流（都市部と過疎地域における）における人的・物的交流の基礎となり、いわゆる地域振興において重要な要素であることから、必要不可欠な施策としてこれまでも重点的に整備に努めてきた。

町道整備の状況としては、平成 25 年度末時点において町道改良率 80.9%、舗装率 86.3%と高い水準にあるものの、依然として住宅密集地や集落間を結ぶ道路は幅員が狭いうえ、危険箇所も多く、交通に支障を来している状況にある。また、幹線町道においては、急勾配、急カーブが多いことから、特に冬期間の交通安全確保のため、早急な整備が求められている。

また、町道の舗装、橋梁等の劣化が進んでいるため、安全対策や抜本的な維持補修等が求められているが、財政事情が厳しい中で、その進捗は遅れをみている。

通学路等の歩道整備については、現状では危険箇所等の対応等不十分であるため、歩行者等の安全確保はもとより、バリアフリーの推進に配慮した施設整備が求められている。

② その対策

道路（網）は、住民生活はもとより産業振興全般の基礎となる社会経済基盤施設であり、そして地域活性化を図る上で極めて重要かつ基本的な施設である。道路網の整備については、町内基幹路線の拡幅及び集落内生活道の改良・舗装や冬期間の交通安全対策を実施するとともに、高速交通体系確立のためのアクセス網の整備促進、当町と広域的経済社会生活圏の中心都市とを結ぶ基幹的な道路の整備拡充等道路交通網の広域的ネットワーク化やその形成に向けた対策にも配慮する。

橋梁については、橋梁点検を実施し、長寿命化修繕計画に基づく予防的な修繕により、橋梁の長寿命化を図り、地域の道路網の安全性・信頼性を確保するため、橋梁補修の整備促進を図る。

また、人に優しいまちづくり等福祉関連施策にも配慮した道路整備については、子どもや高齢者のための歩道等弱者に配慮した施設整備を図る。

(2) 農道、林道の整備

① 現況と問題点

農道については、ほ場等土地基盤整備が完了し高生産性農業の確立・実践が可能な地区を中心に整備が進められているが、幹線農道（広域農道）が中心で支線農道の整備が立ち遅れており、細部にわたる農地の団地化や農業機械の効率的利用に結びついていない状況にある。農産物の荷痛み防

止による品質向上と通作、輸送等の流通の改善及び農業施設の有効利用を図るもので、幹線農道を中心に整備を行ってきた。

農道橋の老朽化対策が喫緊の課題であり、橋梁点検・長寿命化修繕計画を策定し、計画的、効率的な改修、更新に努める。

林道については、多面的機能を有する森林の適正な整備及び林業経営の効率化等を推進する上で重要な施設であり、林道の機能を減殺させないよう、保全管理に努める。

また、林道橋の老朽化対策が喫緊の課題であり、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的、効率的な改修、更新に努める。

② その対策

農道整備については、地域農業の近代化と農業経営の安定化を図るための生産基盤であるとともに、農村生活環境においても重要な役割を有している。幹線農道の整備はもとより、支線農道や集落間を結ぶ連絡農道の整備等農業農村の総合的な環境づくりに努める。

また、林道整備については、引き続き主要幹線の整備を進めるとともに、併せて細部にわたる作業道の整備を行い、適期伐採、再生林の円滑な森林のサイクルを確立する。

(3) 交通の確保

① 現況と問題点

地方が抱える共通の問題としてバス公共交通の維持がある。マイカーの普及や少子高齢化及び過疎化等により、バス利用者の減少に歯止めがかからず減便や路線廃止を余儀なくされており、住民生活の足の確保においては実に様々な問題を抱え、その解消の仕方に苦慮している。

町内を走る路線バスは、通学、通院、買い物等、地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしてきたが、モータリゼーション等の普及による利用者の減少によって運賃収入の減少をきたし、交通事業者は厳しい経営状態が続き、路線バスの存続・確保が深刻な問題となっている。

しかしながら、路線バス等は、子ども、学生、高齢者等交通制約者にとって通学、通院等の重要な交通手段であり、当町のみならず広域的な課題として捉える必要性から、その存続、確保対策として関係事業者に対する運営費補助等の支援を実施するなどの総合的な対策を講じている。

一方、当町においても高齢化率は37%（平成27年1月）を超えていることから、急速に人口減少、高齢化が進んでおり、過疎化、核家族化が進み、高齢者の一人世帯、夫婦世帯が増える中、外出が困難な高齢者も増え、社会的孤立が懸念されている。社会的な背景等により山間地域の集落では、個人商店の廃業が相次ぎ、運転できない高齢者にとって、20km以上も離れた地域への買い物の

外出は困難となっており、バス交通が不便なため、自ら車を運転し続ける高齢者も多く、交通事故が懸念されている。今後も住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられるよう、日常生活の交通手段をより効率的な方法で確保していくことが求められている。

② その対策

地域公共交通の確保対策については、住民生活・暮らしを支える社会基盤施設として不可欠な路線バスを維持存続するという考え方を前提に、引き続きバス路線維持のため関係事業者に対する支援を実施する。

公共交通の確保対策として抜本的に見直し作業をすべく、平成 27 年 2 月地域公共交通会議を立ち上げ、将来持続可能な公共交通計画の策定をすべく取り組みを始めたところであり、地域の実情を踏まえた地域公共交通の新たなモード（コミュニティバス・デマンドバス）について、立地条件、地勢、学生・高齢者等人口動態、直接的な住民の要望等を地区ごとに分析・判定するなど実態把握に努め、利便性、効率性、事業性等を十分に考慮した最適な交通モードの導入に努めることとする。

（４） 電気通信施設の整備

① 現況と問題点

当町では、平成 24 度に一部、防災無線のデジタル化（親卓・遠隔操作卓・中継局）を実施致し定時及び緊急放送で効果を上げている。

しかし、残りの拡声子局や個別受信機・予備親局・移動系無線等に関しては未だアナログで使用していることから、使用期限も平成 33 年で更新が不可能（スプリアス規格）のため、早急にデジタル無線の移行が必須となっている。

一方、近年急速に普及が進んでいる携帯電話等の移動体通信メディアについては、その必要性の高まりとともに、ほぼ町内全域で受発信可能となっているが、一部、山間部等では受発信が不可能な地域が存在するため、早急に通信格差是正を図るとともに、観光エリア等における携帯電話利用のニーズ対応等受発信可能区域の拡大が求められている。

② その対策

防災行政無線については、長時間の停電に耐え得るよう、自家発電設備等の整備を進めるほか、未だデジタル化されていない拡声支局及び予備親局等の整備を計画的に実施し、不感地域への中継局整備や不感解消機器の取り付けなど、災害等緊急に対応できる機能充実に努める。

携帯電話等については、利用ニーズへの対応のほか、移動通信メディアの受発信は山岳遭難対策

において効力を発揮することから、山間部の居住区域や自然観光施設を中心に、移動通信用施設の整備を図り、情報格差是正に努めるものとする。

(5) 情報化の推進

① 現況と問題点

現代社会では、情報通信技術（ICT）があらゆる分野で活用されており、社会経済の重要な基盤となっている。このような情報化の進展は、生活環境の改善や、産業経済の振興等地理的不利性からくる時間距離の制約を緩和する上で大きな効果が期待されている。

当町においても、かつては遠隔性、情報格差等が大きな課題となっていたが、平成21年度より光ファイバー網を整備し、ブロードバンド環境を構築したことにより、地域におけるデジタル・デバイドがようやく解消されたところである。

ブロードバンド等情報通信基盤環境の充実、住民レベルでのICT等の普及、地理的不利性の克服、様々な分野における地域間格差の解消に結実することが予想されるものの、その一方で、現在、住民と行政の積極的な連携を進めるにあたっての行政情報の提供（内容はもとより利便性が高く重要かつ効率的な行政情報サービスの充実）や、住民と行政の情報共有化に向けての情報システムづくりが課題となっている。

また当町の光ファイバー網については、当町が持つ地理的特異性から長大な距離となっており、ケーブルの老朽化や経路変更によるケーブルの再架線等について計画的な施設改修が必要となっている。

② その対策

当町においては、高度情報化社会に対応するため情報化ネットワークシステムの構築に向けて、情報通信基盤を活用した地域情報や行政情報の積極的な提供・収集を図りながら、住民と行政の連携、地域間交流等様々な分野における積極的な活用を推進するものである。

また、光ファイバー網についても社会基盤施設の一つとして施設整備に努めるものとする

以上により、情報化の推進にあたっては、以下の施策展開に努めることとする。

- 1) 情報通信基盤環境の充実による町ホームページ等の機能向上
- 2) 住民サービスの向上に向けた行政組織内部の情報化促進
- 3) 住民と行政の情報共有化に向けた地域情報ネットワーク等の構築
- 4) 情報通信ネットワークを利用した行政情報公開の促進
- 5) 産業振興や保健・福祉・医療、教育文化、防災、若年層の定住促進など公共的分野の情報化による行政サービスの充実

(6) 地域間交流の促進

① 現況と問題点

自然回帰志向が都市住民の間で高まっているなか、当町が有する地域特性を生かし、都市部では失われつつある自然景観や安らぎを提供する機能を発揮するなど、都市住民との交流・連携を図る取組が求められている。

また、国際交流については、移動手段の飛躍的な発達やICTの進展もさることながら、日本国内においても世界中の人々が日常的に交流できる環境が整ったことにより、あらゆる波及効果が生まれることが周知の事実となっている。当町の地域づくりにおいては、人的交流にとどまらず、芸術文化、学術、観光等幅広い分野での国際交流の可能性を模索する必要があり、そのための外国語教育の普及充実や異文化理解、国際交流活動グループ等ボランティア団体に対する支援等の機能強化が今後の課題となっている。

② その対策

今後の当町における地域間交流の在り方としては、当町の風土が育んできた美しく潤いある自然環境や歴史文化、農林水産物等都市部において失われつつあるこれら豊富な地域資源の積極的な有効活用を進め、これまで交流のあった首都圏自治会組織や町の応援団のつながりを深め人・もの・情報の流れをつくり、継続して都市住民との共生・交流連携を積極的に推進する。

また、国際感覚豊かな人材の育成と交際理解を促進するため、情報化、国際化社会に対応した人材の育成を図るとともに、国際交流団体・ボランティア団体に対する支援等機能強化を図るものとする。

以上から、地域間交流の促進を図るため、以下の施策を推進する。

- 1) 都市部及び都市住民との積極的な交流・連携の推進（首都圏地縁団体を介した交流）
- 2) グリーン・ツーリズム（エコツーリズム）等の再編成と新たなメニューの構築
- 3) 都市住民との積極的な連携・交流機会の創出による交流居住・定住への展開
- 4) 情報受発信の体制整備（国内外問わずホームページ等情報発信の充実）
- 5) 国際交流事業の推進（諸外国・異文化への理解醸成、民間国際交流グループ支援育成）
- 6) インターンシップ（大学生等職業体験実習の受入れ）制度の普及による交流促進

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流 の促進	(1) 市町村道 ・道路			
		赤石溪流線 L=700m W=5.0m	町	
		赤石溪流線 L=4000m W=4.0m	町	
		赤石溪流線 L=1500m W=4.0m	町	
		赤石上通線 L=500m W=6.0m	町	
		目内崎開源橋線 L=500m W=5.0m	町	
		唐松金沢線 L=200m W=5.0m	町	
		漆原線 L=100m W=3.0m	町	
		第二松代線 L=500m W=4.0m	町	
		西岩木山線 L=300m W=7.0m	町	
		中村長平線 L=300m W=7.0m	町	
		長平中央線 L=300m W=5.0m	町	
		間木中央線 L=200m W=6.5m	町	
		安田橋小屋敷線 L=500m W=4.0m	町	
		湯舟長平線 L=150m W=4.0m	町	
		一ツ森中通り線 L=150m W=5.0m	町	
		赤石中通り線 L=400m W=5.0m	町	
		長間瀬線 L=300m W=4.0m	町	
		除木線 L=200m W=4.0m	町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流 の促進 (つづき)	・橋梁	高校裏通り線 L=400m W=5.0m	町	
		西松島大高山線 L=150m W=5.0m	町	
		西松島高校線 L=150m W=4.0m	町	
		小夜住宅1号線 L=100m W=4.0m	町	
		細ヶ平派立上通り線 L=70m W=5.0m	町	
		梨中橋 L=108m W=5.0m	町	
		みずや大橋 L=125m W=7.0m	町	
		開晴橋 L=93m W=4.5m	町	
		浮田橋 L=37m W=5.0m	町	
		長間瀬橋 L=36m W=6.0m	町	
		文左エ門川原橋 L=45m W=5.0m	町	
		山田野中央橋 L=20m W=5.0m	町	
		館1号橋 L=28m W=2.5m	町	
		鏡世橋 L=121m W=6.0m	町	
	新安田橋 L=35m W=7.0m	町		
	神禮橋 L=28m W=8.0m	町		
	鱒ヶ沢誇線橋 L=156m W=9.0m	町		
	・その他			
		防雪柵 長平中央線 L=300m	町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流 の促進 (つづき)		防雪柵 中村長平線 L=300m	町	
		橋梁照明配管修繕及び道路照明 LED 化 事業	町	
	(3) 林道			
		林道橋修繕事業	町	
		第二野脇線 開設 L=2,500m W=4.0m	町	
		姥袋線 改築 L=20m W=4.0m	町	
		野脇線 改築 L=50m W=3.6m	町	
		第二八景森線 改築 L=300m W=4.0m	町	
		津軽沢線 改良 橋梁 1 箇所	町	
		姥袋線 舗装 L=3,000m W=4.0m	町	
		八景森線 舗装 L=800m W=4.0m	町	
		薬師山線 舗装 L=200m W=4.0m	町	
		堤ノ沢線 舗装 L=300m W=4.0m	町	
	(6) 電気通信施設等 情報化のための 施設 ・その他の情報化			
		情報通信基盤維持事業	町	
	(9) 道路整備機械等			
		除雪機械購入事業	町	
		除雪機械車庫建設事業	町	
	(10) 地域間交流			
		アンテナショップ設置事業	町	
(11) 過疎地域自立促 進特別事業			町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流 の促進 (つづき)		林道橋長寿命化 修繕計画策定事業	町	
		路線バス維持確保対策補助金	バス 事業者	
		地域公共交通網形成計画策定調査事業	交通 会議	
		買い物等支援バス運行事業	町	
		デマンドバス等運行事業	町	
		コミュニティバス等運行事業	町	

4 生活環境の整備

(1) 水道、下水処理施設の整備

① 現況と問題点

当町の平成 24 年度末の水道普及率は 81.0%で、全国及び青森県の水準を下回っている。水道未普及地域においては、飲用井戸、湧水等を利用しての集落単位の小規模水道で補完している状況であるとともに、渇水等による水不足や水道施設の管理不十分の問題等により、飲料水の安定供給と衛生管理が課題となっている。

また、上水道・簡易水道施設については施設の老朽化が進んでいることから計画的な施設改修等が求められているが、給水人口の減少に伴い収益も年々減少していることから、資本投下の抑制をせざるを得ない状況となっている。(投下資本の回収と再投資のバランスが不健全)

一方、近年、住民のライフスタイルの変容等に伴い、河川及び海洋の汚染が懸念されるところであるが、現在、生活排水及び産業排水等は特定業種で法規制のある産業を除いては、大半が汚水処理することなく河川及び海洋に放出されている状況にあり、下水処理施設の整備が急務となっている。

このため、農業集落排水事業の導入により平成 4 年度に長平地区を、平成 7 年度には中村地区と種里地区を、さらに平成 10 年度には建石地区、南浮田地区をそれぞれ着手し、現在 5 地区で供用開始されている。

また、公共下水道事業についても平成 7 年度において事業認可となり、平成 14 年度から一部供用開始され、現在も計画的に事業が進められている。

しかしながら、下水処理施設の上記供用地区においては、近年、少子高齢化、過疎化等の急激な進行による人口減少や、長引く不況下の経済・雇用情勢を反映し低所得世帯の増加（高額な家庭用下水処理設備費用捻出の苦慮等）等により、一般家庭の下水道加入率が伸び悩んでいる状況にある。

② その対策

定住促進、人口の流出防止、住民の生活水準や公衆衛生の維持向上のためには、安全で衛生的かつ快適な必要最低限の生活環境に係る社会基盤施設の整備が必須である。

このため、水道の未普及地域にあつては、住民福祉向上の観点から上水道及び簡易水道の区域拡充を推進し、既存施設の改善や衛生管理指導の徹底に努めるものとする。

また、上水道、簡易水道については、今後の地域社会の動向を注視し、需要に応じた計画的な水源の確保や施設整備に努める。

さらに、下水処理施設の整備促進にあたっては、地域の実情に応じ公共下水道や集落排水施設等の計画的な整備を図るとともに、住民に対する快適な生活環境の形成に係る普及活動と併せ、積極的な加入促進に努めるものとする。

(2) ごみ、し尿処理施設の整備

① 現況と問題点

当町におけるごみ・し尿処理については、深浦町との連携で組織する西海岸衛生処理組合（一部事務組合）による共同処理を基本に、町内全域の収集・運搬・処分の体制が整っている。

ごみ処理施設については、ダイオキシン等有害物質の発生が懸念されるごみ類も処理可能な最新技術と設備を兼ね備えたごみ焼却・粗大ごみ処理施設及びリサイクル関連施設（名称：「エコクリーンアファイ」、設置場所：深浦町）が平成13年より稼働しており、また鱈ヶ沢町一般廃棄物最終処分場の残余容量が逼迫していたことから整備された西海岸一般廃棄物最終処分場（新最終処分場、設置場所：鱈ヶ沢町）の供用についても平成26年度から開始され、環境の安全性の確保に最大限の配慮をした高度なシステムが導入されている。

尚、大和田地区の旧ごみ焼却処理施設については、ダイオキシン対策等を考慮し解体事業計画を早急に策定する必要があるとあり、また、平成26年度から新たに使用済み小型家電の回収を実施したことにより、現在ごみの分別収集は15種類となったが、ごみ総排出量に対して資源ごみの量が少ない状況（リサイクル率の低迷）が続いているため、今後ごみの減量化及び資源化について、住民への啓発活動が必要である。

ごみの不法投棄については、関係機関と協力体制を築き巡回監視等の対策を講じているが、空き缶・空きびん・廃家電製品等が人目につかない山間部や道路脇、河川・海岸等へ投棄されており景観及び環境に悪影響を与えている。その対策として、不法投棄防止の看板設置や住民への啓発運動を継続する必要がある。

し尿処理場については、昭和60年から運転稼働し現在に至っているが、老朽化が著しく最終処分量の軽減を図っているものの処理容量が限界に達するなどの課題が山積している。

② その対策

ごみの減量化及び資源化は、西海岸一般廃棄物最終処分場の利用期間の延伸、白神山地等の地域の美しい自然環境の維持形成、さらに地球温暖化対策につながる重要な課題である。そのため、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し、3R（リデュース：発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生使用）を推進し、住民にとって快適な生活空間の形成や良好な環境づくりに努め、循環型社会の形成を図る。

家庭から排出されるごみについては、従来の分別の周知、徹底を行うとともに、新たに、食品ロスの削減、生ごみの水切りの普及、使用しない衣類等の回収を行い再利用化に取り組むこととする。また、事業所から排出されるごみについては、雑紙（ざつがみ）を回収し資源化するオフィス町内会制度についての周知徹底を図る。

し尿処理については、公共下水道区域及び農業集落排水施設整備地区における一層の加入促進に努めるとともに、それ以外の地区についても、生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽の普及に努める。

(3) 火葬場

① 現況と問題点

斎場は平成7年に供用を開始して以来20年が経過しており、長年にわたる使用から主火葬炉、動物炉及び胞衣炉の炉内部とその周辺部の損傷が著しい状態となっている。今日まで火葬業務に支障を来す事が無いよう、毎年損傷の激しい部分は改修工事を行うとともに不良個所の部品交換等を行い稼働している状況である。今後は設備の全面改修を行い、一層機能の充実を図ることが求められている。

また、案内標識の老朽化により標識が見えづらい等の問題があり、町外等の来場者に対し安全に誘導することが求められている。

② その対策

運営に関しては、利用者に不便を来す事の無いようこれまでのとおり指定管理者制度により適切に管理運営を行う必要がある。火葬炉の損傷に関しては、全面改修し機能の保全を保つことが望まれるところではあるが、定期的に部品交換等のメンテナンス作業を行い炉の長寿命化を図り利用者に不便を来す事がないよう努めるものとする。

また、斎場の誘導標識を更新し町内外の方を安全に誘導するものとする。

(4) 消防救急体制の確保

① 現況と問題点

町の常備消防体制及び救急体制については、鯉ヶ沢地区消防事務組合（深浦町との連携で組織する一部事務組合）を組織し、地域住民の安全を守り、かつ安心な住みよい地域づくりを目指し、予防活動や緊急時に備えている。

近年は、住民の防火に対する意識が醸成され、火災の発生率も年々減少傾向にあるが、反面、四季を通じて訪れる来訪者の増加や、ライフスタイルの変容に伴う余暇休暇活動の多様化により、山火事、交通事故、水難、遭難、急病等による出動件数が増加しており、一層の機動力の向上が求められるとともに、救急救助体制の強化という視点においても、資機材・装備や高度救急活動の充実に努める必要がある。

また、消防庁舎の老朽化が深刻な問題となっており、人員の増員、設備の増強等に支障を来していることから早期に新庁舎の建設が求められており、さらに、消防屯所も建築後かなりの年数を経過している建物もあり、維持管理費等多額の予算を要することから、移転新築等も考慮すべき状況となっている。

非常備消防については、団員の高齢化や過疎化等による退団が相次ぎ、団員の確保が困難な状況

にあり、初期消防活動に支障を来す恐れがあるほか、施設、設備等の老朽化が問題となっている。

その他、災害に強いまちづくりの基本的な取組としては、地震、台風等典型的な自然災害はもとより、津波、風水害、土砂災害や近年ゲリラ豪雨等予測不可能な突発的な自然災害に対しても、その被害を最小限にとどめ、地域における「自助」、「共助」、「公助」の理念に基づいたそれぞれの役割を明確にするとともに、常日頃から相互連携による防災対策の充実に努める必要がある。

近年、当町では地域住民自らが率先して自主的に防災活動等を行う「自主防災組織」の結成を奨励（支援）し、災害に強く安心して暮らせる地域づくりに努めており、また、この関連では災害発生時に諸事情により情報収集や避難行動が自力では困難で、第三者の支援が必要な要配慮者（高齢者や障害者、乳幼児等）の保護が懸案となっている。特に、災害時の要配慮者対策等については、支援体制の充実、情報伝達体制の確立、要配慮者に対する地域住民の支援意識の醸成を図るなど、地域防災力の向上と充実強化が求められている。

② その対策

常備消防及び救急については、町民生活の安全を守るため新庁舎の建設をはじめとした、設備の充実強化を図り、一層の機動力の向上と体制整備を図るとともに隊員の技術能力の向上に努めるものとする。

また、非常備消防については団員の人員確保と技術能力の向上、婦人防火クラブ等消防隊の結成等地域ぐるみの防火体制づくりを進めるとともに、機動力の向上及び水利施設・設備の整備、充実を図るものとする。

地域防災については、自主防災組織を中心とする災害時における各地区被害状況等の情報集約や災害対策本部（役場）への情報伝達等連絡体制（情報伝達経路）の構築に努めるとともに、災害に対する意識醸成を目的とする防災講演会の開催、津波ハザードマップの作成と住民への周知、災害時避難誘導の表示板・標識の設置、防災資機材の充実、防災行政無線の強化充実等地域防災力の向上に向けたソフト、ハード両面の対策に努める。

また、特に重要な災害時における要配慮者の保護等については、手が届く小さい単位（町内会、隣近所）の自主防災を基本としながら、要配慮者の直接的な保護の担い手である近隣協力員（隣人）の養成強化に努める。

○事務組合常備消防

消防車両の随時更新及び増強配備。

消防資機材及び装備等の充実強化。

○非常備消防

新入団員の確保。

消防団車両及び可搬式ポンプの随時更新及び増強配備。

消防資機材及び装備等の充実強化。

消防屯所の補修あるいは新築。

(5) その他の施設整備

① 現況と問題点

当町の管理戸数の半数強が昭和 50 年代に建設されたものとなっており、経年に伴う劣化や老朽化が激しい状況となっており、また、核家族化の進行に伴い高齢者のみの世帯も増加していることから、高齢者や障害を持つ人が安心して暮らせるようバリアフリー化に対応した住宅も整備し高齢者や子育て世帯が暮らしやすい利便性の高い住宅の供給が求められている。躯体の不具合については、現在、可能な範囲での修繕対応を行っているものの、今後のさらなる老朽化の進行を鑑み、将来的な修繕費用の増大はもとより、居住施設としての安全性や信頼性の低下が危惧されるところである。

また、一方で、当町は、世界自然遺産白神山地を擁するなど豊かな自然環境や広大な生活空間を有し、「多様で美しい風格のある居住・生活空間の創造」や「新しい生活様式の実現」が可能な地域であることから、自然環境の保全と調和等自然環境との共生による循環型社会形成モデル（環境保全・住民生活・経済活動が良好に循環するシステムのモデル）を創出し、町の独自性、自立性を高めていく必要がある。

② その対策

一般住宅等の整備については、希少な宅地を有効に活用（宅地の有効活用という視点では増築ではなく減築、環境負荷を考慮して新築ではなくリフォームをそれぞれ推奨）するために、老朽化住宅については順次建て替えを行うこととし、昭和 50 年度建設の鳴戸団地及び昭和 52 年度建設の大鳴戸団地の更新を図る。

積雪寒冷地帯における快適な省エネルギーモデル住宅の整備を奨励するとともに、既存住宅地の道路整備や急傾斜地の崖崩れ防止対策等環境改善に努めるものとする。

また、自然環境の保全と調和等自然環境との共生による循環型社会形成モデルの構築については、環境保全に対する理解と認識、連携を高めることができるよう環境教育や環境学習の推進を図るほか、地球温暖化や最終処分等の問題に対処することを前提とした、資源循環の環境づくりや技術の導入、廃棄物の減量・リサイクルの推進、地域資源を活用した新・省エネルギーの導入推進を図るなど、ゼロエミッションの地域社会形成に向けた取り組みに努める。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 ・簡易水道				
		鱒ヶ沢地区簡易水道基幹改良事業	町		
		芦菴地区簡易水道基幹改良事業	町		
	(2) 下水道処理施設 ・公共下水道 ・農業集落排水施設				
		公共下水道整備事業	町		
		農業集落排水施設整備事業	町		
	(3) 廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設				
		一般廃棄物収集車購入事業	町		
		旧ごみ焼却処理施設解体事業	町		
	(4) 火葬場				
		斎場改修事業	町		
		案内看板設置事業	町		
	(5) 消防施設				
		新消防庁舎建設事業	町		
		新消防庁舎 備品購入事業	事務 組合		
		資機材搬送用トラック整備事業(緊急援助隊 用)	事務 組合		
		広報2更新事業	事務 組合		
		除雪用タイヤドーザー更新事業	事務 組合		
資機材運搬用トラック導入事業		事務 組合			
林野火災工作車更新事業		事務 組合			
1号ポンプ車更新事業		事務 組合			
指揮車更新事業		事務 組合			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 生活環境の整備 (つづき)		2号ポンプ車更新事業	事務 組合	
		救助工作車導入事業	事務 組合	
		可搬ポンプ更新事業(普通車両積載)	町	
		可搬ポンプ更新事業(軽車両積載)	町	
		ポンプ車更新事業	町	
		ポンプ車更新事業	町	
		積載車更新及び増強事業	町	
		屯所新築移転等事業	町	
		消火栓及び防火水槽増設事業	町	
	(6) 公営住宅			
		公営住宅建設事業	町	
	(7) 過疎地域自立促進 特別事業			
		防災対策の強化促進事業	町	
		空き家対策の充実促進事業	町	
		自主防災組織結成事業	町	
	(8) その他			
		県営鱒ヶ沢堰地区農業水利施設魚道整備促進 事業	県	
		急傾斜地崩壊対策事業費負担金	県	
		急傾斜地対策事業費負担金	県	
		防犯灯 LED 化事業	町	
		防災行政無線整備事業	町	
		土砂災害ハザードマップ作成事業	町	
		防災倉庫新築事業	町	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健・福祉対策

① 現況と問題点

当町の総人口は年々減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口はほぼ横ばい状況となっており、平成26年には総人口は11,080人となり、一方、65歳以上の高齢者人口は4,061人で、高齢化率は36.7%となっている

高齢者人口を前期高齢者(65～74歳)と後期高齢者(75歳以上)に分けて比較すると、後期高齢者(75歳以上)人口が増加し、平成26年では2,369人となり、前期高齢者を677人上回っている。一方、平成25年を底に、前期高齢者は増加に転じ、今後、後期高齢者は益々増加するものとみられる。

このような高齢化社会において、住民が願う「健康で生きがいのある快適な生活」を確保するためには、自分の健康は自分で守るという自覚を持ち、家族単位のみならず、地域全体で課題解決に向けた取組や体制づくりが求められている。

介護サービスについては、少子高齢化の進行や若年層の流出、高齢単身世帯、高齢者のみの世帯の増加等高齢者を取り巻く環境が大きく変化しており、増加する高齢者の介護ニーズに対応することが当町の大きな課題にもなっている。

また、高齢化の進行は、介護を必要とする高齢者はもとより、就労意欲や、長年培った豊富な経験や受け継いできた知恵・技を生かして地域社会に貢献できる心身共に健康な高齢者が増加することでもあり、健康な高齢者や介護する家族にも配慮した福祉サービス、介護予防、健康づくりと生きがい対策の充実が強く求められている。

② その対策

当町においては、急速に進行する高齢化社会に対応するため、平成26年度見直し策定の第6期鱒ヶ沢町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に基づき「魅力ある自然の中で、高齢者が健康で生きがいをもって、いつまでも自立し、自発的に社会参加が出来る助け合いの町」実現に向けた体制づくりの推進に努める。

また、一人暮らしや重度の要介護(認知症・身体介護等)であっても住み慣れた地域で、自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図り、総合的な高齢者保健、福祉対策を実施するにあたり次の施策の推進に努める。

- 1) 健康づくり・疾病予防の推進
- 2) 介護サービスの質的向上
- 3) 自立支援・介護予防サービスの充実

- 4) 介護を担う家族に対する支援の充実
- 5) 生きがい対策の充実
- 6) 地域住民を主体とした活動体制の整備
- 7) 人材育成研修体制の整備

(2) 児童の保健・福祉対策

① 現況と問題点

当町の出生数は、少子化の進行とともに減少傾向が続いており、平成10年には108人（青森県保健衛生統計）であったものが平成15年には74人、平成20年には54人、平成25年には47人にまで減少している。また、当町における平成27年4月現在の児童福祉施設（特定教育・保育施設）数は、幼保連携型認定こども園（公立1、私立1）私立保育所4 という状況にある。

このような少子化の進行は、地域社会全体の活力の減退、一世帯あたり家族構成員の減少、地域連帯意識の希薄化等と相俟って、子どもを安心して産み育てる環境をより一層厳しくしている。

今後は少子化対策と併せて、妊娠・出産期からの切れ目ない支援の提供をはじめ、子育てしやすい生活・社会環境の整備等が必要とされている。

② その対策

当町における少子化対策の基本的な考え方については、少子化の進行そのものが地域における社会経済情勢の変化が要因となって表出するものであることを十分認識し、それでもなお、子どもの健全育成が本来的な意味における地域を継承するために必要な課題であるという長期的な視点を確保するとともに、それを踏まえた上で地域の実情に即した取組に努めることとする。

老朽化が著しく進行している児童福祉施設については、子どもが安心して快適に過ごせるよう、また、保育環境の向上を図るため、計画的な施設整備の充実を図る。

また、子育て支援については、一般住民（子育て世帯以外）、各関係機関・団体、行政が、子どもの健全育成の必要性と意味を相互に理解するとともに、連携協力の下地域全体で子育てを支援する環境づくりやサポート体制の構築を図り、安心して子どもを産み育てることができる地域を目指すものとする。

- 1) 子ども・子育て支援事業計画に基づく子どもの成長に即した長期的な支援
- 2) 放課後ルームの充実強化
- 3) 児童公園等の整備
- 4) 子育て関連センター機能の強化（母子支援センター及び子育てサポートセンターの連携）
- 5) 乳幼児検診及び保健相談指導の充実
- 6) 育児支援のための各種支援対策の実施と関係機関との連携強化

7) 子ども医療費助成事業の拡充

(3) その他の保健・福祉対策

① 現況と問題点

現在、進行する高齢化社会に対応し、当町においても高齢者福祉対策の充実に努めているところであるが、障害者等の利用に配慮した施設づくりや支援体制は十分とは言えない状況にあり、近年の離婚率の上昇に伴い増加傾向にある母子（父子）家庭等の支援については、社会的にも健全な生活を確保できるような体制づくりが求められている。

また、出生数の減少に伴い、子どもの数は必然的に右肩下がりであり、小中学校児童生徒数も平成 27 年 5 月 1 日現在と 3 年前（平成 24 年 5 月 1 日現在）の児童生徒数と比較すると、110 人減（15.9%減）となっている。

こうした現状の打開策の一環として、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進める必要がある。

また、現代の日本では一般に死者は火葬され、墓に入葬られ、子どもや兄弟等親戚によって供養されるが、代を重ねるに連れ、墓の後継者の消滅等、親子、親戚間等の確執問題によって無縁化する場合があり、その対策に苦慮している。

② その対策

障害者福祉については、多様な障害者のニーズに対応し、福祉・医療・教育・労働等関係機関の連携強化を図りながら、障害者の日常社会生活への適応を支援し、社会参加の促進を図る。また、公共施設や生活環境等の整備にあたっては、障害者等の利用にも配慮した施設づくりに努め、さらに、母子（父子）家庭等の援護については、相談・支援体制の充実、各種福祉制度資金等の適切な活用を推進し、総合的な支援体制の充実を図るものとし、また、子育て世帯の支援策としてより一層子育て環境の充実を図るため、中学生までの医療費を無償化し経済的負担の軽減を図る。

また、親類縁者の無い方が亡くなった場合等困難事例に対し、迅速及び適切に対処するため、無縁仏納骨堂をお寺から墓地公園への移設及び新設を検討する。

- 1) 包括ケア（保健・医療・福祉の連携・一元化）システムの構築と推進
- 2) 公共施設や生活環境等の配慮ある整備
- 3) 差別や偏見の解消、思いやりのある心の育成等の推進（ノーマライゼーションの普及）
- 4) 人材育成と専門性の向上
- 5) こども医療費無償化
- 6) 無縁仏納骨堂の新設

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
4 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 ・その他				
		総合保健福祉センター補修事業	町		
	(3) 児童福祉施設 ・保育所				
		児童福祉施設整備事業	町		
		にこにこ子ども館改修事業	町		
	(4) 認定こども園				
		町立認定こども園改修事業	町		
	(8) 過疎地域自立促進 特別事業				
		健康づくり支援事業	町		
		地域包括ケアシステム構築事業	町		
		子ども医療費助成事業	町		
		母子支援センター事業	町		
		乳児すこやか支援事業	町		
		放課後ルーム事業	町		
		子ども・子育て支援事業計画	町		
	(9) その他				
		福祉関係施設修繕事業	町		
		無縁仏納骨堂新設工事	町		

6 医療の確保

(1) 医療確保の対策

① 現況と問題点

当町における医療施設の状況は、平成 27 年現在、中核となるつがる西北五広域連合鱈ヶ沢病院のほか、民間診療所 2 施設、歯科診療所 3 施設があり、病床数は 119、人口千人あたりの病床数は 10.6 となっている。

鱈ヶ沢病院は西海岸地域にある公立病院として長年地域住民の健康を支えてきたが、近年施設の老朽化の問題があり、その対策が求められている。平成 24 年 4 月から、つがる西北五広域連合となり、医療機能の再編が図られサテライト病院として現在その役割を担っている。

連合立化したことで、医師をはじめとする医療従事者の慢性的な不足問題に関してはある程度の改善が図られてはいるものの、高齢化の進行等による疾病構造の変化や、医療ニーズの高度化・多様化への対応等、一層の機能充実が求められており、現在、中核病院を中心として医療機能を分担し、圏域全体の医療サービスの充実が期待されている。

また、自治体病院機能再編成により、中核病院（ハード）は整備されたが、医療の質の向上を図るため、継続して医師確保のためのソフト事業を推進し、繰り出し財源の確保、及び医師確保のための要望は継続することが求められている。

② その対策

地域医療の維持確保については、西海岸地域の医療の中核的機能を確保するため一般医療のほか、へき地、高度、特殊医療など医療サービスの向上と体制の充実はもとより、サテライト病院としての役割を担うべく地域医療確保に努めるものとし、圏域全体の医療を支えるための繰り出しについては、適正に対処するものとする。

また、健康づくりの充実については、医療と保健の連携を密にし、地域保健活動の大きな役割を担う施設として、生活習慣病の検診率向上、疾病予防対策の推進等に努める。

今後の過疎地域における自治体病院は、人口減少問題を背景に患者数の減少が見込まれることから、適正な病床数を確保し、周辺医療機関（町内外の診療所を含む）との役割分担、及び、連携体制の構築を視野に入れた取組を行う必要がある。

- 1) 高度・特殊医療器機の導入及び施設整備による医療体制の充実
- 2) 医師確保のための条件整備（専門医の派遣に対する支援）
- 3) 定期的な専門診療科の出張診療の開設
- 4) 無医地区等における診療体制（巡回診療、診療所への医師の派遣等）の充実
- 5) 当番制による休日、夜間等の緊急医療体制の充実

- 6) 生活習慣病の検診率の向上
- 7) 疾病予防対策の推進
- 8) 在宅療養者の支援機能の充実

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎対策自立促進 特別事業			
		地域医療確保対策事業	広域 連合	

7 教育の振興

(1) 学校教育関連施設の整備

① 現況と問題点

当町では、急激な児童・生徒数の減少等学校を取り巻く環境変化もさることながら、適正な学級規模や複式学級の解消、適宜・適切な施設改修による安全性の高い学校施設の機能発揮等、良好な教育環境の維持確保に対応するため、平成 23 年度に小学校 2 校、中学校 1 校に統合する学区再編を実施した。

統合後の学校施設は、耐震補強等構造上の課題はクリアしているものの、経年による施設の老朽化、償却に対する大規模改修の措置、ICT等学習関連施設の導入等を今後検討する必要がある。

また、町立学校給食センターについては、供用開始から 15 年以上経過し施設の償却、老朽化が顕著で設備改修等が求められている。

② その対策

学校教育の理念は、人間尊重の精神を基調として、知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな児童・生徒を育成するため、学校運営に創意工夫を凝らし、潤いと活力に満ち、個性豊かな創造性を育むことにある。このことを踏まえ、学校施設については、児童・生徒の学習・生活の場として、また豊かな人間性を育むための必要不可欠な場であることを前提としつつ、その一方で地震、風水害等災害時に地域住民の緊急避難場所としての役割もあることから、施設（構造）の安全性確保は極めて重要である。施設整備については、厳しい町財政状況を踏まえながら、計画的かつ効率的に進めることとする。

また、学校給食については、児童生徒の心身の健全な発育に資することはもとより、栄養バランスや健康の保持、幼少時からの食に対する正しい知識の習得等食育の推進にも寄与するなど、成長期の児童・生徒にとり重要な役割を担っていることから、町立学校給食センターの設備等改修についても、計画的かつ効率的に実施していくものとする。

(2) 集会施設、体育施設の整備

① 現況と問題点

当町においては、少子高齢化や核家族化の進行と歩調を合わせるがごとく、人口減少に歯止めがかからず、各層各分野を支え担う人材の不足が顕著で、地域における人々のつながりや連帯意識の希薄化が進み、地域活力の喪失が危惧されている。そのため、地域コミュニティの維持、再構築は

もとより、人間形成の基礎となる家庭や地域社会に本来備わっている教育機能の回復が求められている。

また、地域住民は、ICT等情報通信技術の進展が目覚ましい高度情報化社会の中であって、ライフスタイルの変容や価値観の多様化等が表面化し、個性を重視したより質の高い心豊かな生活を求めるようになっている。そのような情勢の中、当町においては、住民の文化、創作、スポーツ等に対するニーズや、生涯を通じた学習意欲が高まりを見せつつあるものの、それに見合う施設・設備・機能が十分とはいえ、時勢や住民ニーズの多様化に十分に対応できていない状況にある。

このような状況の中、当町における生涯学習・文化創作活動等については、町内5地区それぞれに設置する地区公民館を拠点に展開されている。また、町内5地区公民館は、様々な地域活動や地域づくりを担う地区振興センター（機関）の機能を発揮する複合的な活動拠点でもあり、その相乗効果が期待される場所である。

一方、スポーツ施設については、勤労者体育館、室内温水プール、大高山総合公園等が設置供用されているものの、屋内施設のうち特に体育館の利用要求に十分に対応できないことから、学校体育館の多目的利用に頼らざるを得ない状況にある。また、その他では、高齢者等を中心とするスポーツサークルの増加や、住民の誰もが気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの創設等生涯スポーツに対する機運が醸成されつつあるものの、施設の絶対数不足が課題となっている。

② その対策

各地区公民館については、地域住民の文化、創作、スポーツ等生涯を通じた学習意欲の高まり等地域の生涯学習及び社会教育施設としての機能はもとより、地域づくり、まちづくり活動等の拠点として、その適切な整備と機能充実に努める。

また、スポーツ施設については、高齢者や障害者をはじめ、地域住民一人ひとりが自分のライフスタイルに応じてスポーツ活動を楽しむことができるよう、多様なプログラムや情報提供に努めるとともに、既存体育施設の効率的な運営と、計画的な改修による施設・設備の充実に努める。

なお、施設等整備にあたっては、指導者の育成等機能、効果が充分発揮できるようソフト面の体制強化を図るとともに、維持管理費の抑制を促す効率的かつ効果的な管理運営に努めるものとする。

- 1) 全町機能を有する中央公民館及び舞戸公民館と、他地区公民館との機能連携
- 2) 情報通信設備の充実
- 3) 体育施設の多目的利用の促進
- 4) 体育施設、設備等の計画的な改修
- 5) 施設の効率的な管理運営体制の確立
- 6) 指導者の育成、指導体制の充実
- 7) 地域特性に応じた生涯学習体系（特に社会体育）の確立

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	・校舎		
		舞戸小学校大規模改修事業	町	
		西海小学校内壁・外壁改修事業	町	
		・屋内運動場		
		鱒ヶ沢中学校第二体育館浄化槽設置事業	町	
		鱒ヶ沢中学校屋外運動場照明設置事業	町	
		舞戸小学校バックフェンス整備事業	町	
		・給食施設		
		学校給食センター改修事業	町	
		・その他		
		小中学校ダムウェーター修繕(舞戸、鱒中)	町	
		小中学校テント購入	町	
		(3) 集会施設、体育施設等	・公民館	
	中央公民館改修事業		町	
	舞戸公民館改修事業		町	
	山村開発センター改修事業		町	
	・体育施設			
	室内温水プール大規模改修事業		町	
	勤労者体育館補修事業		町	
	・その他			
	合宿誘致事業		町	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業			
		スポーツ競技選手育成・強化事業	体育協会	
		町民スポーツ大会開催事業	町	
		国内交流事業	町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(5) その他			
		町内小中学校 I・C・T 化整備事業	町	
		大高山総合公園大規模改修事業	町	
		通学路防犯カメラ設置事業	町	

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化振興施設等の整備

① 現況と問題点

当町は、縄文時代から中世にかけての遺跡が 137 箇所と数多く存在し、三内丸山遺跡に匹敵するといわれている餅ノ沢遺跡や古代製鉄炉で有名な杣沢遺跡をはじめ町のほぼ全域から貴重な遺跡が相次いで発見されている。また、当町は、津軽藩発祥の地である種里城跡や御用港として栄えた津軽藩の由緒ある歴史を有し、現在 4 年に 1 度開催される白八幡宮大祭をはじめ当時の繁栄をしのばせる文化、芸能、史料を今に継承している。これらの貴重な文化遺産等については、文化資源としての価値はもとより、観光資源として有効に活用することが求められている。

これら文化財の多くは発掘調査等による調査研究は進められている一方で、保管・展示等をするための施設等が未整備であることから史料の流失、紛失等が懸念され、また、地元町内会等に根付く白八幡宮大祭や鱒ヶ沢祭り等伝統行事の維持継承については、若年層を中心とする人口流出や高齢化の進行等による人手不足が大きな課題となっており、文化、芸能等の継承、存続が危ぶまれている状況にある。

その他、津軽藩発祥の地として町民から親しまれている種里城跡については、平成 14 年度国史跡の指定を受け、当面は発掘調査・研究等を進め、将来的には史跡公園として整備が進められる予定となっているが、既存の「光信公の館」の移設問題が懸案事項として横たわっている。

さらに、地域芸術文化の振興については、町民文化祭等町民参加型の文化芸術活動を実施しているものの、現状では、指導者の絶対数不足、町民の関心度の低さ、厳しい財政状況等を背景に、その存続・実施が危ぶまれている。

② その対策

地域芸術文化及び郷土芸能等の振興にあたっては、指導者並びに各種関係団体の育成支援対策の充実を図り、推進体制の充実や、機運を醸成する環境づくりに努めるとともに、由緒ある歴史、文化等の普及を図るために必要施設の整備や体制づくりなど、生涯学習体系確立の一環としてその充実に努めるものとする。また、種里城跡については、国史跡として指定を受けたことにより、その全容解明のための発掘調査と研究を継続して実施し、周囲の環境、景観の保全に配慮した史跡公園の整備促進（構想づくり）に努めるものとする。

- 1) 国史跡「種里城跡」の整備構想策定
- 2) 町歴史文化の普及
- 3) 町指定文化財等の調査
- 4) 学校との連携によるふるさと学習（地域学習）の実施

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
7 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設				
		故郷民族資料館整備事業	町		
		種里城遺跡公園整備事業	町		
		日本海拠点館改修事業	町		
	(3) その他				
		町指定文化財調査事業	町		
		白八幡大祭助成金	町		

9 集落の整備

(1) 集落の再編整備

① 現況と問題点

当町の農山漁村集落における生活環境施設の整備状況については、戸数の多い基幹集落を中心に主要幹線町道、上下水道、集会所等の整備が着実に進められてきている。しかしながら、その他の周辺に点在する小規模集落にあつては、依然として上記施設整備が立ち遅れており、均質同等の行政サービスを楽しむことができない状況にある。

また、過疎化、核家族化、少子高齢化等により地域におけるコミュニティ活動の継続等、緊急時における住民相互扶助活動の低下を招いており、生活不安の緩和や緊急時の安全の確保が必要とされている。

さらには、小規模集落の中には、数年経過すると居住する住民が完全にいなくなる恐れがある集落もあり、空き家等の増加による跡地の適正管理や防犯対策等、その再編整備が今後の課題である。

② その対策

交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な小規模集落については、住民の意向を十分配慮しながらも、将来的には集落移転も視野に入れた集落再編成を進めることとする。具体的には、移転先地における住宅団地の形成、冬期間等季節的にある一定期間のみの移転等状況に応じた施策を検討する。

地域自治の基礎単位である集落機能の維持やコミュニティ活動の拠点となる集会施設の維持管理を適正に行い、また、高齢者等にやさしい施設の整備を行い集落の自治体制を支援する。

さらに、集落再編にあたっては、跡地の適正管理や防犯対策に努めるとともに、地域間交流施策として空き家や土地の有効活用の検討を行い、空き家や未利用地の情報把握、U J I ターン希望者の受入れなど、定住人口はもとより交流人口拡大に向けた施策についても検討することとする。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 集落の整理	(1) 過疎地域集落再 編整備			
		自治集会所バリアフリー等改修事業	町	
	(2) 過疎地域自立促 進特別事業			
		UJI ターン支援事業	町	
		空き家情報バンク事業	町	

10 住民主体による地域づくりの推進

(1) コミュニティ施設の整備等

① 現況と問題点

近年、地域づくりの取組については、高齢化等によってコミュニティ機能が低下している集落等において、住民、NPO、企業等取組団体が多様な主体が協働し、地域の伝統文化の埋もれた地域資源を活用し、コミュニティを創生することが求められている。

町内会や自治会といった組織単位でのコミュニティ活動はもとより、地域福祉、地域防災を考えるなど、地域住民が住民自治の直接的な担い手として当事者意識を持つことが重要である。

また住民自らが地域の状況を的確に把握するとともに、自主的に地域課題に取組み、かつ解決能力を身につけ、住民が率先して「地域を経営する」という考え方、視点を確保する必要がある。

現在、町内には、約70の単位町内会と、地区ごとに単位町内会の連合組織が存在するものの、他の地域組織や多様な人材が相互に連携協力する取組が活発化していないため、組織力を最大限に発揮できる仕組みづくりが求められている。

② その対策

町内会等地縁団体、地域組織の強化については、地域内の多様な人材が集い、活発な連携協力がなされることが最も効果的であることから、まちづくり担当課を中心に、連携協力による地域課題に対応できる組織づくりと、住民自治の強化に結びつくシステムの構築に努める。

具体的対策としては、地域の現状と地域課題を常に共有し率直な協議を進める地区協議会の創設や各種地域交流活動の促進、地域活動の拠点となるコミュニティ施設の整備による地域住民相互の連携強化等、ソフト・ハード両面にわたる取組に努めることとする。

(2) コミュニティビジネス

① 現況と問題点

過疎化の進む地方集落の中であつても従来から続く生活があり、それらを支えるために地域に根付いた文化、知恵がある。これまでは過疎化、高齢化等により、その資源を有効的に使うことがされないまま放置されており、一層過疎化に拍車をかけている。その資源を再び掘り起し、再現することで集落は活性化し潤いが生まれる。所得が生まれる仕組みため掘り起こし従来、行政主導で実

施していた公共的事業や、公共サービスについては、「官」（行政）と「民」（住民、町内会、各種団体等）が相互に連携協力する協働型へと移行することが求められている。行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域づくりを進めることは、分権型社会の形成（地域の自主自立）はもとより、地域において自己決定と自己責任により地域課題に対する解決策を見出す、いわゆる地域住民による住民自治の実現・強化へと結実するものである。

地域における住民に対する行政サービスについては、行政だけでなく、住民自ら担い手となることで、相互に連携して地域づくりを進めていくことが重要である。また、今後、地域住民や町内会等住民組織は、行政のパートナーとして地域づくりを進める中心的な役割を担うことを期待されていることから、行政と地域住民それぞれの役割分担を明確化するとともに、協働により行うべき取組を適切に判断し、かつ効率的に実施する必要がある。しかし、現状では、協働による地域づくりの機運が醸成されていないことから、町内会等住民組織を強化するなど、地域の潜在力を十分に引き出す施策が求められている。

また、地域づくりにおける新たな主体として期待されるNPOについては、地域住民で組織するNPO法人や、外部から地域づくりを支援するNPO法人の活用等、今後は公共的分野での相互連携による新たな公共サービスの創出や、協働体制の構築を検討する必要がある（「新しい公共」の創出及びその試行）。

② その対策

協働の地域づくりを進めるにあたっては、地域住民自らが的確に地域の現状を把握するとともに、地域課題を洗い出し、課題解決のために行動する住民自治を最優先し、真に自立した地域づくりの実践に努める。そのため、当面は、まちづくり担当課が中心となり地域住民が主体となった地域づくりの推進と体制構築を模索するとともに、ある一定の権限付与等による住民の自立性の醸成、意思決定、事業実施の仕組みの見直しを図ることとする。

また、NPO等との協働のまちづくりのため、協働体制の明確化と、地域住民を巻き込んだNPO等の諸事業に対する支援を行うこととする。

- 1) 地区力点検（地区カルテ等の作成）による地区状況の把握等地域住民が自主的な行動を起こすきっかけづくり
- 2) 「集落点検」による小規模集落の維持存続のための検証把握
- 3) 地域課題の解決策を反映した「地区計画」の策定
- 4) 地域住民自らが起こす、コミュニティビジネスに対する支援
- 5) NPO団体等の設立や公共的地域づくり事業に対する支援
- 6) 協働のまちづくりシステムの構築

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
9 住民主体による地域 づくりの推進	(1) その他				
		コミュニティ施設整備事業	町		
		集会所等改修事業補助金	町内 会等		
	(2) 過疎地域自立促進 特別事業				
		地域づくり推進事業助成金	町内 会等		
		コミュニティビジネス支援事業	町		

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

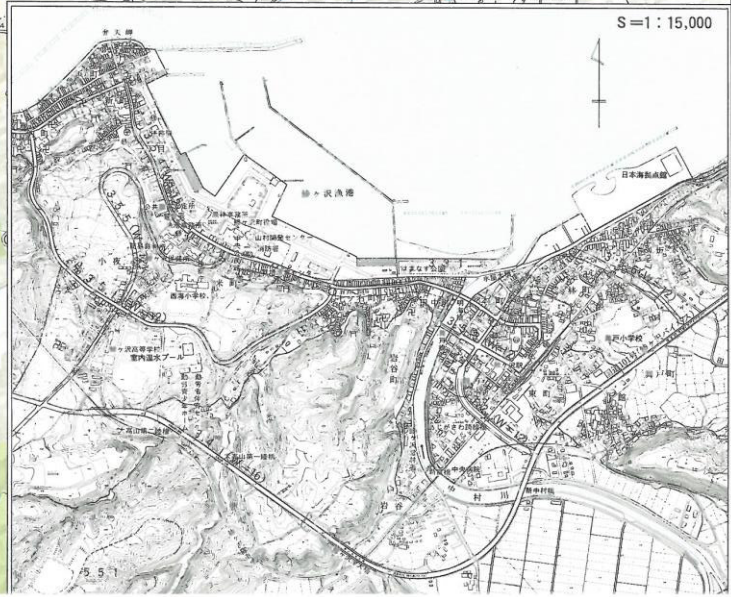
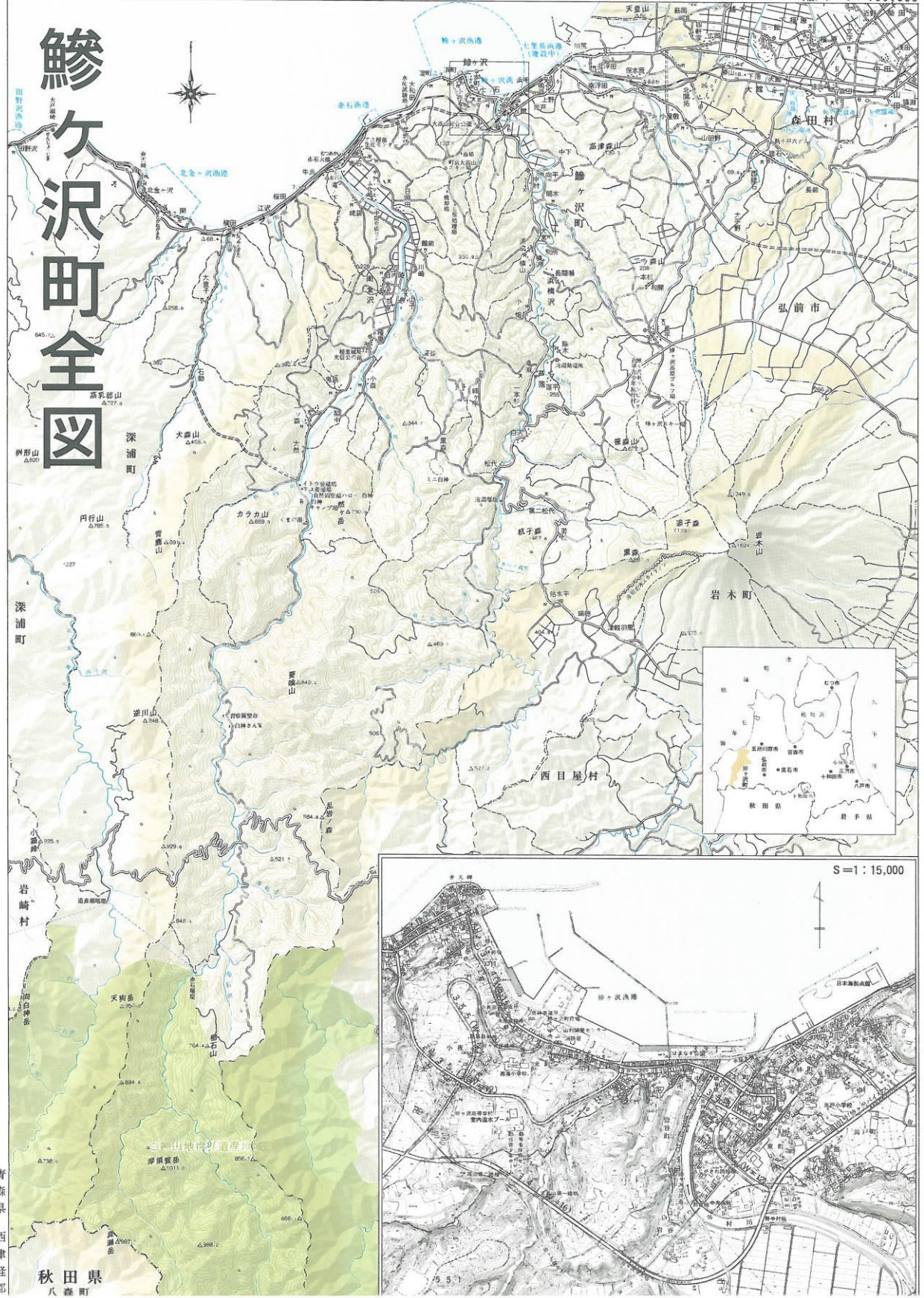
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別 事業			
		水産業研究育成事業費補助 金	漁協	
		漁業者支援助成金	漁協	
		農業振興拡大推進事業費補 助金	農業協 同組合	
		駅前観光案内所運営事業	観光 協会	
		町商工振興事業費補助金	商工会	
		各種イベント開催事業助成 金	観光 協会	
		町観光協会補助金（運営費 補助金）	観光 協会	
		プレミアム商品券発行事業	商工会	
		新推進体制構築事業	町	
		薬草等栽培支援事業	町	
2 交通通信体系の 整備、情報化及び地 域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特 別事業			
		林道橋長寿命化修繕計画策 定事業	町	
		路線バス維持確保対策補助 金	バス 事業者	
		地域公共交通網形成計画策 定調査事業	交通 会議	
		買い物等支援バス運行事業	町	
		デマンドバス等運行事業	町	
		コミュニティバス等運行事 業	町	
3 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別 事業			
		防災対策の強化促進事業	町	
		空き家対策の充実促進事業	町	
		自主防災組織結成事業	町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の保健 及び福祉の向上及び 増進	(8) 過疎地域自立促進特別 事業			
		健康づくり支援事業	町	
		地域包括ケアシステム構築 事業	町	
		子ども医療費助成事業	町	
		母子支援センター事業	町	
		乳児すこやか支援事業	町	
		放課後ルーム事業	町	
		子ども・子育て支援事業計 画	町	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別 事業			
		地域医療確保対策事業	広域 連合	
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別 事業			
		スポーツ競技選手育成・強 化事業	体育 協会	
		町民スポーツ大会開催事業	町	
		国内交流事業	町	
7 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域自立促進特別 事業			
		町指定文化財調査事業	町	
		白八幡大祭助成金	町	
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別 事業			
		空き家情報バンク事業	町	
		U J I ターン支援事業	町	
9 住民主体による 地域づくりの推進	(2) 過疎地域自立促進特別 事業			
		地域づくり推進事業助成金	町内 会等	
		コミュニティビジネス支援 事業	町	

地形図を複製しました。
[複製された図に基づき(正確な座標と縮尺、縮尺1:6万)]

縮尺 1:100,000

鱒ヶ沢町全図



青森県
西津軽郡

秋田県
八森町